

山陽小野田市

学校における食物アレルギー対応の用語



平成26年3月

(平成30年3月一部改訂)

山陽小野田市教育委員会

山陽小野田市学校保健会

目 次

第1章 食物アレルギー・アナフィラキシーについて

1 食物アレルギーについて	1
(1) 定義	
(2) 原因食物	
(3) 症状	
2 アナフィラキシーについて	2
(1) 定義	
(2) 症状	
3 食物アレルギーの検査方法	3
(1) 診断根拠	
ア 既往症状と耐性化	
イ 食物負荷試験	
ウ IgE 抗体などの検査	
(2) 食物負荷試験実施施設<山口県>	

第2章 食物アレルギーのある児童生徒への基本姿勢

1 学校給食における食物アレルギー対応	5
(1) 学校給食とは	
(2) 学校給食における食物アレルギー対応の考え方	
(3) 食物アレルギー事故防止における本市の基本姿勢	
(4) 本市学校給食における食物アレルギー対応指針	
2 食物アレルギー対応における校内体制と役割	11
「食物アレルギー対応委員会」について	
3 学校における管理・連携	12
(1) 食物アレルギーに関する記録の管理	
(2) 連携	
ア 医療機関との連携	
イ 消防局との連携	
ウ 保護者との連携	
エ その他の機関との連携	
(3) 食物アレルギーの対応における教職員等関係者の役割（日常）	
(4) 食物アレルギーの対応における教職員の役割（緊急時）	
(5) アドレナリン自己注射薬（商品名：エピペン®）の使い方	
4 食物アレルギーのある児童生徒の把握	20
(1) 食物アレルギーのある就学予定者の把握	
(2) 食物アレルギーのある在籍児童生徒の把握（新中学1年生を除く）	
(3) 食物アレルギーのある新中学1年生の把握と引き継ぎ	
(4) 学校給食における原因食物除去対応の解除・変更の申請について	
(5) 乳糖不耐症等の疾病による牛乳停止の申請について	
(6) 食物アレルギーがある児童生徒が市外から転入してきた場合	
(7) 食物アレルギー対応をしている児童生徒が市内転校する場合	

(8) 食物アレルギー対応をしている児童生徒が市外へ転出する場合	
5 食物アレルギーのある児童生徒への給食対応	31
(1) 学校給食における食物アレルギー対応実施条件	
(2) 学校給食における対応の方法	
(3) 4月以降（対応方法決定後）の流れ	
(4) 給食費の徴収について	
(5) 給食でアレルギー対応する場合の毎月及び当日の流れ	
(6) 食物アレルギーのある児童生徒一覧等の作成	
(7) 月別対応一覧表の作成	
6 誤食事故を予防するためには	39
(1) 危険予知トレーニング	
(2) 指さし喚呼	
(3) 複数確認	
(4) 集中力の維持	
(5) その他	
7 給食対応を必要とする学級での指導と配慮	40
8 学校行事等における食物アレルギー対応について	42
(1) 食物・食材を扱う授業・活動	
ア 食物の調理・喫食をともなう授業等を行う場合の配慮	
イ 微量の摂取・喫食により発症する児童生徒に対する配慮	
(2) 体育・部活動等の運動をともなう活動	
ア 食物依存性運動誘発アナフィラキシー	
イ 運動誘発性アナフィラキシー	
(3) 宿泊をともなう校外活動	
ア 食事等の配慮	
イ 寝具等の配慮	

様式集

- [様式1-1] 食物アレルギー調査票について（就学時用）
- [様式1-2] 食物アレルギー調査票について（就学在校生用）
- [様式1-3] 食物アレルギー調査票
- [様式1-4] 主治医宛 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の記入にあたって（就学児用）
- [様式1-5] 主治医宛 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の記入にあたって（在校生用）
- [様式2-1] 食物アレルギーの学校給食対応について（就学時用）
- [様式2-2] 食物アレルギーの学校給食対応について（在校生用）
- [様式3] 面談記録票（兼個別対応計画）
- [様式3-1] 食物アレルギー対応申請書
- [様式3-2] 食物アレルギー対応決定通知書
- [様式4] 学校給食アレルギー対応説明書
- [様式5] 学校給食アレルギー対応同意書
- [様式6] 学校給食食物アレルギーに関する対応児童生徒一覧表
- [様式7-1] アドレナリン自己注射薬（商品名：エピペン®）を処方されている児童生徒の情報提供について（校長→保護者）
- [様式7-2] 宇部・山陽小野田消防局への情報提供について

- 〔様式 7 - 3〕 アドレナリン自己注射薬（商品名：エピペン®）を処方されている児童生徒の情報提供について（学校長→市教委）
- 〔様式 7 - 4〕 アドレナリン自己注射薬（商品名：エピペン®）を処方されている児童生徒の情報提供について（市教委→消防局）
- 〔様式 8 - 1〕 学校給食における食物アレルギー対応 変更・解除申請書
- 〔様式 8 - 2〕 学校給食における食物アレルギー対応 変更・解除通知書
- 〔様式 9 - 1〕 飲用牛乳停止申請書
- 〔様式 9 - 2〕 飲用牛乳停止通知書
- 〔様式 10〕 対応案確認書
- 〔様式 10 - 2〕 対応案確認書（対応食該当なし）
- 〔様式 11〕 月別対応一覧表
- 〔様式 12〕 アレルギー対応食受け渡し確認表
学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）
食物アレルギー・アナフィラキシー発症時の対応

1章 食物アレルギー・アナフィラキシーについて

1 食物アレルギーについて



(1) 定義

一般的には特定の食物を摂取することによって、皮膚・呼吸器・消化器あるいは全身性に生じるアレルギー反応のことをいう。

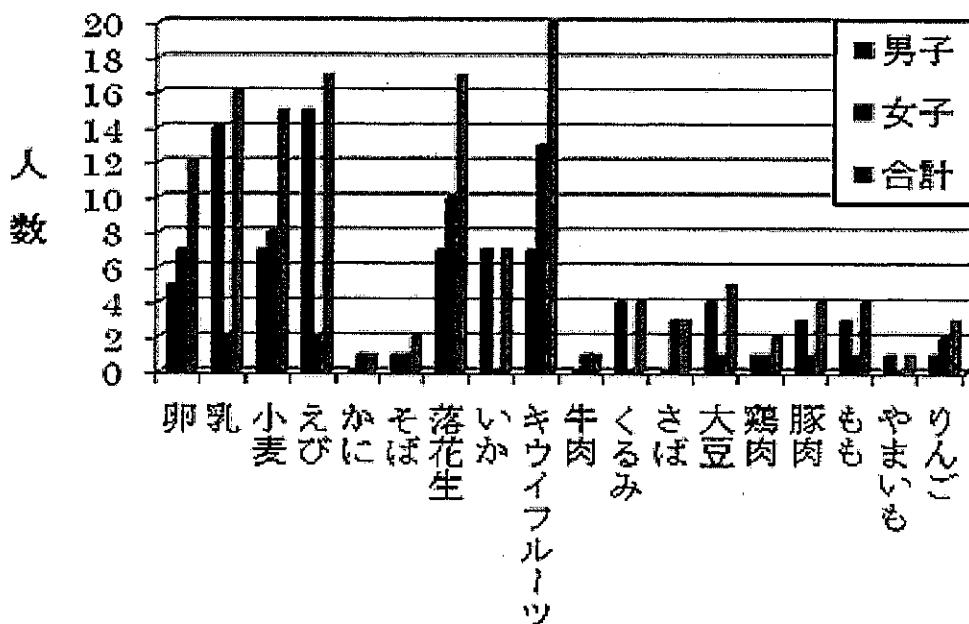
引用：「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（財団法人 日本学校保健会）

(2) 原因食物

食物アレルギーはあらゆる食物が原因となるが、児童生徒の年代での原因食物としては、鶏卵、乳製品が50%を占め、主要な10品目（鶏卵、乳製品、甲殻類、ソバ、果物類、魚類、軟体類、木の実類、ピーナッツ、大豆）で全体の88%を占める。

中でも実際に学校給食で起きた食物アレルギー発症事例の原因食物は、甲殻類（エビ）、ピーナッツ、果物類（特にキウイフルーツ）が多くなっている。

新規発症の原因となりやすい食物を給食で提供する際は、危機意識の共有及び発症に備えた十分な体制準備が重要になる。



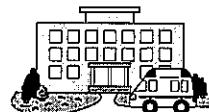
独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付データ（平成20年度）を活用

(3) 症状

皮膚症状 粘膜症状	皮膚	かゆみ、じんましん、むくみ、発赤、湿疹
	眼	結膜充血、かゆみ、涙が流れ出る、まぶたがむくむ
	口腔咽喉頭	口腔・口唇・舌の違和感・腫れ、声がかれて出にくくなる、喉のかゆみ、イガイガ感、喉がしみつけられる感覚
消化器症状		腹痛、吐き気、嘔吐、下痢、血便
呼吸器症状	上気道	くしゃみ、鼻汁、鼻づまり
	下気道	呼吸困難、せき、喘鳴（ぜいぜいして息が苦しくなる）
全身性症状	アナフィラキシー	多臓器にわたる症状
	アナフィラキシーショック	頻脈、虚脱状態（ぐったり）・意識障害・血圧低下

参考：「食物アレルギーの診療の手引き 2011」（厚生労働化学研究班による）（一部改変）

2 アナフィラキシーについて



(1) 定義

アレルギー反応により、じんましん等の皮膚症状、腹痛や嘔吐等の消化器症状、ゼーゼー、呼吸困難等の呼吸器症状が、複数同時に、かつ急激に出現した状態をアナフィラキシーという。その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと命にかかる重篤な状態であることを意味する。

また、アナフィラキシーには、アレルギー反応によらず運動や物理的な刺激等によって起こる場合もある。

引用：「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（財団法人 日本学校保健会）

(2) 症状

皮膚が赤くなる、息苦しくなる、激しい嘔吐等の症状が複数同時に、かつ急激にみられるが、最も注意すべき症状は、血圧が下がり意識の低下がみられる等のアナフィラキシーショックの状態である。迅速に対応しないと命にかかることがある。

3 食物アレルギーの検査方法



(1) 診断根拠

一般に食物アレルギーを血液検査だけで診断することはできない。実際に起きた症状と食物アレルギー負荷試験等の専門的な検査結果を組み合わせて医師が総合的に診断する。

あまりに除去品目数が多い場合には、不必要的除去を行っている可能性が高いとも考えられる。除去品目数が多いと食物アレルギー対策が大変になるだけでなく、成長の著しい時期に栄養のバランスが偏ることにもなるので、そのような場合には、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の「診断根拠」欄を参考に、保護者や主治医・学校医等とも相談しながら、正しい診断を促していくことが必要である。

ア 既往症状と耐性化

過去に、原因食物の摂取によって明らかなアレルギー症状が起きている場合、診断根拠として高い位置付けになる。

ただし、鶏卵、牛乳、小麦、大豆等の主な原因食物は年齢を経るごとに耐性化（食べられるようになること）することが知られている。実際に乳幼児が早期に発症する食物アレルギーのおよそ9割は就学前に耐性化するので、直近の1～2年以上症状が出ていない場合には、診断根拠としての意味合いを失っている可能性もある。主な原因食物に対するアレルギーがあって、幼児期以降に食物負荷試験等の耐性化の検証が行われていない場合には、既に食べられるようになっている可能性も十分に考えられるので、改めて主治医に相談する必要がある。ただ、前述の主な原因食物以外の原因食物（ピーナッツ、ソバ、甲殻類、魚類等）の耐性化率はあまり高くないことが知られている。

イ 食物負荷試験

食物負荷試験は、原因と考えられる食物を試験的に摂取して、それに伴う症状が現れるかどうかを見る試験である。この試験の結果は実際に原因食物を食した反応に基づいた結果であるため、診断根拠として高い位置付けになる。

ただし、成長とともに耐性化することから、1年以上前の食物負荷試験の結果は信頼性が高いとはいえないでの、再度食べられるかどうか検討する必要がある。

食物負荷試験は、専門の医師の十分な観察のもと、これまで除去していた原因食物を食べてみて、症状の有無を確認する。統一した負荷試験方法は現在のところないが、多くの施設では負荷総量を分割して15～30分おきに60分ほどかけて少しづつ增量していく方法が

とられている。診断のときと同様に、耐性化（食べられるようになること）も血液や皮膚検査だけから判断することはできない。このため、耐性化の診断にも食物負荷試験が必須といえる。

ウ IgE抗体等の検査

鶏卵や牛乳等の主な原因食物に対するIgE抗体値がとても高い場合には、IgE抗体等の検査だけを根拠に診断する場合もある。しかし、一般的には血液や皮膚の検査結果だけで、食物アレルギーを正しく診断することはできない。検査が陽性であっても、実際はその食品を食べられる子どもが多いのも事実である。

IgE抗体値検査結果表の例

性別	M 女性	オ 男性	登録番号	177273-0
年齢	ケツセイ	採取日	2月	4日
受付番号	844700	受付日	15年	2月14日
検査項目				
IgE	510			
ヒジキ IgE	1.76			
ズキン	2.86			
カトシハヨクヒ	0.13			
ココリコヒ	0.43			
キムチ	35.5			
タマネギ	17.9			
ピーナツ	1.43			
ラシオウ	5.08			
ワハ	1.88			
アボカド	10.43			
オホムコト	22.1			

参考文献：『学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン』、財団法人日本学校保健会

一般的な食物アレルギーの場合、除去しなければならない品目数は数種類にとどまる。このため、除去品目数が多く、既往症状や食物負荷試験という根拠がなく、IgE抗体等の検査だけが根拠の場合には、保護者を通じて主治医に除去の必要性について再度問い合わせをする必要がある場合がある。しばらく耐性化の検証が行なわれていないのであれば、食物負荷試験の実施を検討してもらう。

(2) 食物負荷試験実施施設＜山口県＞ 平成27年度実績

施設名	外来負荷	入院負荷
山口大学医学部附属病院 小児科	○	○
山口県立総合医療センター 小児科	○	☆
済生会下関総合病院 小児科	○	◎
JCHO徳山中央病院小児科	—	◎

参考：「日本小児科学会指導研修施設における食物経口負荷試験実施施設一覧」

食物アレルギー研究会ホームページから引用

「外来負荷」「入院負荷」は平成25年度の外来又は入院での食物経口負荷試験の実施量例数を示す。「☆：101～200件、◎：51～100件、○：1～50件」

掲載施設は、日本小児科学会指導研修施設の小児科を対象とした調査結果に基づいたもので、県内全ての食物負荷試験実施施設を掲載しているわけではない。

第2章 食物アレルギーのある児童生徒への基本姿勢

1 学校給食における食物アレルギー対応

(1) 学校給食とは

学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達に寄与するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである。

○学校給食の目標（学校給食法第二条）

- ① 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- ② 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- ③ 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- ④ 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- ⑤ 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- ⑥ 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- ⑦ 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

(2) 学校給食における食物アレルギー対応の考え方

前述のように、学校給食は、単なる栄養補給のための食事という意味にとどまらず、学校教育の一環として実施されており、食物アレルギー等のある児童生徒に対しても、可能な範囲で対応していく必要があると考えられる。

また、アレルギーの原因食物や、症状の程度は、一人ひとり異なるため、誤った除去食、代替食を実施すると、適正な栄養摂取ができなくなることや、成長期において身体の発達に影響を与えるほか、意識喪失や呼吸困難等重篤な症状に陥る可能性がある。

そのため、学校給食の安全確保の観点からも、安易な判断で対応食を実施することは避けるべきである。

(3) 食物アレルギー事故防止における本市の基本姿勢

- 学校は、年1回全ての児童生徒の保護者に対して「食物アレルギー調査票」〔様式1-3〕を配付する。
- 保護者は、「食物アレルギー調査票」〔様式1-3〕に記入し、学校へ児童生徒の食物アレルギーの状態を提出する。
- 食物アレルギーによる事故を防止するため、「食物アレルギー調査表」〔様式1-3〕5にて対応が必要と回答した全ての児童生徒の保護者は、児童生徒に医療機関を受診させ、医師に「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を記入してもらい、学校へ提出する。

※学校生活管理指導表は、症状等に変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は毎年提出を求める。記載する医師には病状、治療内容や学校生活上の配慮事柄などの指示が変化しうる場合、向こう1年間を通じて考えられる内容を記載してもらう。大きな病状の変化があった場合はこの限りではない。

（日本学校保健会「学校のアレルギー疾患に関する取り組みガイドライン」より引用）

- 学校は、保護者から提出された「食物アレルギー調査票」〔様式1-3〕をもとに、全ての児童生徒の食物アレルギーの状態を把握する。
- 学校給食において除去食等の特別な対応が必要な全ての児童生徒については、保護者から提出された「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」をもとに、保護者と協議しながら除去食等について適切に対応していく。

ただし、アレルギー対応食については、集団調理の中で実施するため対応には限界があり、対応できないことがある。その場合、学校は保護者に説明して理解を得ることとする。

(4) 本市学校給食における食物アレルギー対応方針

本市の対応方針は、平成27年3月に文部科学省が作成した「学校給食における食物アレルギー対応指針」にある「学校給食における食物アレルギーの大原則」に基づいている。

「学校給食における食物アレルギー対応の大原則」

- 食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする。
- 食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を必須とする。
- 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。
- 学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み無理な（過度に複雑な）対応は行わない。

（文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針（平成27年3月）」より引用）

ア 国の指針に沿って、安全性を最優先する

本市では、食物アレルギーを有する全ての児童生徒に給食を提供することを原則とする。したがって、事故を防ぐため、学校での対応は安全性を最優先する。具体的には、次のイ～オの対応を行う。

イ 原因食物の「完全除去」とし、段階的・部分的な除去対応は行わない

アの「安全性」を確保するため、多段階対応を行わず、原因食物の「完全除去対応」（原因食物を提供するかしないか）を原則とする。

【参考】「乳」アレルギーにおける例

多段階対応…食べられる程度に合わせて、対応する。

↓ [例：①完全除去 ②少量可 ③加工食品可 ④牛乳を利用した料理可]
完全除去対応…「乳」を含む全ての食品を完全除去し、「除去」または「除去食」を提供する。

（※原因食物を提供するかしないかの二者択一）

★原因食物の分類と対応方法について

(ア) 国の食品表示基準に示されている特定原材料及び特定原材料に準ずるもの

	品目名
特定原材料（7品目）	えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生
特定原材料に準ずるもの（21品目）	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシュー、ナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

→提供するかしないかの二者択一とする。「加工食品のみを除去すること」や、「摂取量に応じて除去する」等の個別対応は行わない。

○通常の献立での工夫

・できる限り1回の給食で複数の料理に同じ原因食物を使用しないよう配慮する。

・加工食品は添加物を含め、できる限り原因食物が使用されていない食品を選定するなどの対応を取る。(例：卵なしベーコン、ハム、加工品等)

※症状の重篤度が高く、新規発症例の多い「そば、落花生、いくら、あわび、キウイ」は学校給食に使用しない。

(イ) 上記(ア)以外の食品について

種実類、ナッツ類、大豆以外の豆類

→食品群単位で、提供するかしないかの二者択一とする。「食品群の中の特定の食品及び加工食品のみを除去すること」や、「摂取量に応じて除去する」等の個別対応は行わない。

魚類、貝類、軟体類、野菜類

→特定の種類(例：魚なら「さんま」のみ、貝類なら「あさり」のみなど)の除去指示がある場合は対応するが、原則として、提供するかしないかの二者択一とする。「加工食品のみを除去すること」や、「摂取量に応じて除去する」等の個別対応は行わない。

果物類、いも類

→特定の品目(例：果物なら「メロン」など)の除去指示がある場合は対応するが、原則として加熱、非加熱の区別なく提供するかしないかの二者択一とする。「加工食品のみを除去すること」や、「摂取量に応じて除去する」等の個別対応は行わない。

※いずれの場合も、食物アレルギーの「医師の診断結果」に基づく対応とする。本人の体質改善目的等の理由による対応は行わない。

ウ 調理可能な範囲で、アレルギー原因食物を含まない代替食を提供する

本市では、上記イの「原因食物を提供するかしないかの二者択一」の対応を行ったうえで、完全除去した献立に、該当する児童生徒全員が食べられる別の食材を入れて補う代替食を提供する。ただし、安全性を最優先するため、主食・主菜・副菜等ごとに、1除去食または1代替食とする。

また、複数の児童生徒に安全な除去食または代替食を提供するため、給食センターのアレルギー専用調理室では食品表示基準により義務づけられた特定原材料（卵・乳・小麦・えび・かに・そば・落花生）を持ち込まない調理を実施する。このため、個々の児童・生徒にとつて、アレルギー原因食物である食品以外の食品も一緒に除去する場合があることを保護者に説明し、了承を得る。

エ 調味料・だし・添加物の除去が必要など、ごく微量で症状が誘発される可能性がある等の場合は除去食や代替食の提供は行わない

下記①(a)～(f)に該当する場合は、安全性の確保が困難なため、給食の対応は行わない。必要に応じておかげのみ持参するなどの対応をお願いする。

※①に該当する場合、主治医にそこまで対応する必要があるか、改めて確認を取る。

① ごく微量で症状が誘発される可能性がある等の場合

(a) 調味料・だし・添加物の除去が必要

原因食物	除去する必要な調味料・だし・添加物等
卵	卵殻カルシウム
牛乳	乳糖・乳清焼成カルシウム
小麦	しょうゆ・酢・みそ
大豆	大豆油・しょうゆ・みそ
ゴマ	ゴマ油
魚類	かつおだし・いりこだし・魚しょう
肉類	エキス

名称：肉だんご
原材料名：豚肉、ゼラチン、食塩、
砂糖、しょうゆ（小麦を含む）、香
辛料（小麦を含む）、酵母エキス、
調味料（アミノ酸、核酸）

[小麦の例]

このような表示であれば、特に医師の指示がない限り、基本的に除去する必要はありません。

（文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針(平成27年3月)より引用)

(b) 加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示がある場合についても除去指示がある

(注意喚起例)

○同一工場、製造ラインによるもの

「本品製造工場では、〇〇を含む製品を製造しています。」

○原材料の採取方法によるもの

「本製品で使用しているしらすは、えび、かにを食べています」

○えび、かにを捕食しているものによるもの

「本製品（かまぼこ）で使用しているイトヨリダイは、えび、かにを食べています」

(c) 多品目の食物除去が必要

(d) 食器や調理器具の共用ができない

(e) 油の共用ができない

(f) その他、上記に類似した学校給食で困難と考えられる場合

※単にエピペン所持であるとか、アナフィラキシーやアナフィラキシーショックの既往があるだけで一律に弁当対応にすることはない。

オ 食物アレルギー以外の疾病には、除去食や代替食の提供は行わない

食物アレルギー以外の疾病に対する給食の対応については、限られたスタッフで大量調理を行う中で、一般食、アレルギー対応食、病態食を同時進行で行うことにより、ヒューマンエラーによる誤配等の事故の可能性が高まる。

については、基本的に自己除去での対応、または家庭から代わりのおかず等を持参する弁当対応をお願いする。

カ 食物アレルギー以外の理由による飲用牛乳の停止について

食物アレルギー以外の理由による飲用牛乳の停止については、乳糖不耐症等の疾病による医師の診断がある場合には対応を行うので、診断書の提出をお願いする。

キ その他

- ・給食での除去食により、成長期に必要な栄養素が不足するため、家庭の食事で補えるように配慮をお願いする。
- ・食物アレルギーの改善に向けて、医師の診断（指示）のもと、家庭で原因食物を食べ始めるときは、登校前に食べることは避けてもらう。

2 食物アレルギー対応における校内体制と役割

「食物アレルギー対応委員会」について

学校は、「食物アレルギー対応委員会」を設置し、事故防止に向けて組織的に対応していく。対応委員会では、面談調書そのほかの資料に基づき、対象となる児童生徒ごとの個別対応を検討・決定する。

組織については、基本的に以下の図のように多数の教職員であったことが望ましいが、学校規模や校内組織により、校長の裁量で委員数を定め、委員を選任することができる。なお、「食物アレルギー対応委員会」は、校長（委員長）と他3名以上で組織することとする。

「食物アレルギー対応委員会」の構成員

校長、教頭、学級担任、学級副担任、(学年主任)、養護教諭、給食主任等、原因食物チェック担当者（副担当者）

栄養教諭・学校栄養職員、栄養士

※栄養教諭・学校栄養職員、栄養士は新規・変更・追加のみ、関わる。



仮入学後個人面談 養護教諭、給食主任、栄養教諭・学校栄養職員、栄養士

就学予定者保護者対応説明 養護教諭、給食主任、栄養教諭・学校栄養職員、栄養士

在籍児童生徒保護者面談 学級担任、学級副担任、養護教諭、給食主任、栄養教諭・学校栄養職員、栄養士（※栄養教諭・学校栄養職員、栄養士は新規、変更、追加がある場合のみ）

原因食物のチェック 原因食物チェック担当者、副担当者

※ 原因食物チェック担当者、副担当者については、食物アレルギー対応委員会委員が兼ねることができる。

相談・報告等



指導助言・承認

学校給食運営委員会（献立作成・物資選定部会）

3 学校における管理・連携

学校において、食物アレルギーのある児童生徒への対応を行うためには、全教職員が食物アレルギーに関して正しい知識をもつことが大切である。また、「食物アレルギー対応委員会」は、対象となる児童生徒の個別対応決定後に、全教職員に対してその情報を周知する必要がある。

その上で対象となる児童生徒への対応について理解し、プライバシーの保護に留意しながら、緊急時の対応について事前に協力体制を作つておくことが重要である。

(1) 食物アレルギーに関する記録の管理

- 食物アレルギー調査票〔様式1－3〕、学校生活指導管理表（アレルギー疾患用）、保護者との面談記録票（兼個別対応計画）〔様式3〕等を継続して保管し、必要に応じて記録を追加していく。
- 所定の場所に保管し、いつでも教職員が見て対応できるようにしておく。
- 小学校においては、中学校への引き継ぎを十分に行う。

(2) 連携

ア 医療機関との連携

食物アレルギー対応が必要な児童生徒は、アナフィラキシーショックを起こす可能性があるため、養護教諭及び担任は当該児童生徒がかかる医療機関を把握しておく。

また、養護教諭は学校医と連絡を密にし、食物アレルギーの対処方法等について指導を受けられるようにしておく。

特にアドレナリン自己注射薬（エピペン®）保持者については、医療機関名、主治医を把握し、緊急時の対処方法を確認しておく。

イ 消防局との連携

アドレナリン自己注射薬（エピペン®）保持者については、緊急時に病院への救急搬送を行う必要がある。そのため、保護者へ食物アレルギー対応の説明をする際、消防局への病気の状態等の情報を提供することの承諾を得ると同時に、「宇部・山陽小野田消防局への情報提供について」〔様式7－2〕を提出してもらう。その後、学校は市教委に提出し、市教委担当者から消防局へ市内のエピペン®所持者の対応について依頼する。

ウ 保護者との連携

対象児童生徒の保護者とは密に連絡を取り合う。給食対応につ

いてはもちろんのこと、学校・学年行事の際に食事を伴う場合は、事前に連絡を取り、可能な対応を検討しておくとともに、現地の医療機関等も調べ、緊急時の対応ができるようにしておく。

エ その他の機関との連携

学校医、学校歯科医、学校薬剤師、P T A等で構成する「学校保健安全委員会」等でも、食物アレルギーの対応について協議し、指導を受けるようにする。

(3) 食物アレルギーの対応における教職員等関係者の役割（日常）

教育委員会
ア 食物アレルギーの対応について、主体的に取り組む。 イ 市（教育委員会）の基本的な対応方針を示す。 ウ 学校給食センターの体制整備を図り、支援を行う。
学校給食センター所長
ア 受配校との連絡調整を図る。 イ 校長からの依頼を受け、給食センターでの対応を決定する。 ウ 職員への共通理解を図り、研修等を実施する。 エ アレルギー対応食の検食を行う。
校長
ア 保護者と面談した際、学校としての基本的な考え方等を説明する。 イ 校内の教職員すべてがアレルギーに関する正しい知識を持ち、情報を共有できるように指導する。 ウ 食物アレルギー対応委員会を招集し、児童生徒の状況、給食現場の諸状況を勘案して対応を決定する。 エ アレルギー対応食の検食を行う。 オ アレルギー対応食の受け渡しの体制を整備する。
学級担任
ア 保護者との面談等により、食物アレルギーの有無、学校生活上の留意点や緊急時の対応、連絡先等を確認する。また、学校における対応について保護者に決定事項を連絡する。 イ 食物アレルギーのある児童生徒が安心・安全な学校生活が送れるように環境を整える。 ウ 食物アレルギーの正しい知識を持ち、他の児童生徒が食物アレルギーのある児童生徒を正しく理解できるように指導する。 エ 当該児童生徒自身が誤食に気付いた時や体調の変化を感じたときは、直ちに申し出るように事前に指導する。 オ 児童生徒が代替食や弁当を持参した場合は、衛生的に管理する。

- 力 配膳の際、代替食の受け取り間違いがないか十分に確認する。
- キ 当該児童生徒自身が原因食物を除去して食べる場合は、当日の献立と使用食品を確認し、除去する食物を確認、指導する。

養護教諭

- ア 保護者との面談等により、食物アレルギーの有無、学校生活上の留意点や緊急時の対応、連絡先等を確認する。
- イ 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を促す。
- ウ 主治医、学校医と連携を図り、当該児童生徒にアレルギー症状が出た場合、応急処置の方法や連絡先を確認する。
- エ 対象者の対応について、関係職員との連携を図る。
- オ 飲み薬や塗り薬等を学校へ持参することを許可した場合は、児童生徒が薬を保管している場所を確認する。やむを得ず預かる場合は、安全に保管できる場所を十分に検討し、必要な時に教職員が確実に本人に手渡せるよう、管理・使用について周知徹底を図る。
- カ アレルギーについての正しい知識を教職員に周知し、常に校内職員の連携を図る。また、担任以外でも児童生徒のアレルギー対応ができるように配慮し、特に緊急時には保護者から得ている情報を教職員に伝えることができるようにしておく。
- キ 緊急時に円滑な対応ができるよう、日ごろから消防局との連携を取っておく。
- ク 食育支援員から誤配等の報告があった場合は、直ちに管理職に報告し対応する。

給食主任等

- ア 食物アレルギーについての正しい知識をもつ。
- イ 対象者の対応について、関係職員との連携を図る。
- ウ 保護者との面談等により、食物アレルギーの有無、学校生活上の留意点や緊急時の対応、連絡先等を確認する。
- エ 食育支援員から誤配等の報告があった場合は、直ちに管理職に報告し対応する。

食育支援員

- ア 食物アレルギーのある児童生徒と、その原因食品について把握する。
- イ 配送員からアレルギー対応食を受け取る際、対象児童生徒のアレルギー対応食が配送されているか確認する。
- ウ アレルギー対応食を学級担任または本人に確実に引き渡す。
- エ 誤配等の異常があった場合は、給食主任、養護教諭に報告し、対応する。

栄養教諭・学校栄養職員、栄養士

- ア 食物アレルギーに対する正しい知識をもつ。
- イ 児童生徒の現状や課題に応じて、学校と連携し個人指導や保護者面談を行う。また、必要に応じて保護者に様子を聞く等状況把握をする。
- ウ 特別献立表の作成と保護者への提供を行う。

- 工 学校給食でどのような対応ができるのかを給食センター関係職員と十分協議し、学校に報告する。また、大まかな給食対応が決まつたら、毎月の対応について協議する。
- オ 給食調理員等と調理作業の綿密な打ち合わせを行い、混入・誤配がないようアレルギー対応食の調理指示を行い、作成した作業工程表を確認する。
- カ 各校の給食主任や養護教諭と連絡調整を図り、円滑な対応を心がける。また、給食を通じて食物アレルギーに対する食事全般の指導やアドバイスをする。
- キ 配缶時にチェックもれや誤配がないか確認する。

給食調理員

- ア 食物アレルギーに対する正しい知識をもつ。
- イ 学校給食でどのような対応ができるのかを関係職員と十分協議する。
- ウ アレルギー対応委員会の決定事項に基づいて、アレルギー対応食を調理する。
- エ アレルギー食専用調理室には、特定原材料（卵・乳・小麦・えび・かに・そば・落花生）を持ち込まない。
- オ 納品された物資の一括表示を確認し、原材料に除去すべき食品があった場合には、栄養教諭・学校栄養職員・栄養士のいずれかに速やかに報告する。
- カ アレルギー対応食の調理工程や調理方法等の打ち合わせを確実に行う。
- キ アレルギー対応食は専用食器に盛りつけ、食札を付ける。その後、「月別対応一覧表」〔様式11〕で確認する。

(4) 食物アレルギーの対応における教職員の役割（緊急時）

★注意する時間帯

- ・給食後の休憩時や運動時

★注意する症状

- ・発疹が一気に広がる
- ・吐き気、気分が悪いと訴える
- ・ゼーゼーする呼吸

発見者「観察」

- 子どもから離れず観察する（救急搬送時まで）
- 助けを呼び、人を集め（大声または、他の子どもに呼びに行かせる）
- 教職員A、Bに「準備」「連絡」を依頼する
- 管理職が到着するまでリーダー代行となる
- エピペン®の使用または介助をする
- 薬の内服介助をする
- 心肺蘇生やAEDを使用する



一般向けエピペン®の適応（日本小児アレルギー学会）

エピペン®が処方されている患者でアナフィラキシーショックを疑う場合、下記の症状が一つでもあれば使用すべきである。

消化器の症状	<ul style="list-style-type: none"> ・繰り返し吐き続ける ・持続する強い（がまんできない）おなかの痛み
呼吸器の症状	<ul style="list-style-type: none"> ・のどや胸が締め付けられる ・声がかすれる ・犬が吠えるような咳 ・持続する強い咳込み ・ゼーゼーする呼吸 ・息がしにくい
全身の症状	<ul style="list-style-type: none"> ・唇や爪が青白い ・脈を触れにくい・不規則 ・意識がもうろうとしている ・ぐったりしている ・尿や便を漏らす

日本小児アレルギー学会ホームページより転載

管理職（校長等）

- 現場に到着次第、リーダーとなる
- それぞれの役割の確認と指示をする
- エピペン®の使用または介助をする
- 心肺蘇生やAEDの使用を指示または実施する
- 関係機関（市教委・給食センター等）に報告する

教職員A「準備」

- 「食物アレルギー・アナフィラキシー発症時の対応表」を持ってくる
- エピペン®の準備をする
- AEDを準備する
- 内服薬の準備をする
- エピペン®の使用または介助をする
- 心肺蘇生やAEDを使用する

教職員B「連絡」

- 救急車を要請する
(119番通報)
- 管理職を呼ぶ
- 保護者へ連絡する
- さらに人を集め
(校内放送)
- 関係機関（市教委・給食センター等）に連絡する

教職員C「記録」

- 観察を開始した時刻を記録する
- エピペン®を使用した時刻を記録する
- 内服薬を飲んだ時刻を記録する
- 5分ごとに症状を記録する

教職員D～F「その他」

- 他の子どもへの対応をする
- 救急車を誘導する
- エピペン®の使用または介助をする
- 心肺蘇生やAEDの使用をする



※救急車に同乗する場合、状況が分かっている者が乗る。

※持参物：保健調査票、生活管理指導表等の記録簿、エピペン（打ったもの）、給食（食べた物が残っていれば持参）

(5) アドレナリン自己注射薬（商品名：エピペン®）の使い方



それぞれの動作を声に出し、確認しながら行う。

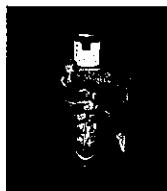
① ケースから取り出す



- 携帯用ケースのカバーキャップを開けエピペン®を取り出す。

エピペン取り出し、OK！

② しっかりグーで握る



- オレンジ色のニードルカバーを下に向け、エピペン®のまん中を利き手でしっかりと持つ。

エピペン準備、OK！

③ 安全キャップを外す



- 青色の安全キャップを外し、ロックを解除する。

ロック解除、OK！

④ 太ももに注射する（緊急の場合には衣類の上から、打つことができる）



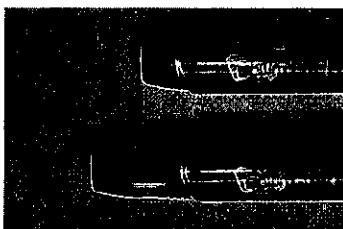
- 太ももの前外側に、エピペン®の先端を足に対して90°の角度で軽くあて、“カチッ”と音がするまで強く押しはある。すぐには抜かずにそのまま5つ数える。

注射、「1・2・3・4・5」！



- 自己注射ができない場合は、1人の介助者が子どもの太ももの付け根と膝をしっかりと抑えて動かないように固定し、もう1人の介助者が注射する。（その後、介助者は病院まで同行し、⑦で医師に状況を説明する。）

⑤ 注射ができたか確認する



上：使用前
下：使用後

- エピペン®を太ももから離し、オレンジ色のニードルカバーが伸びているか確認する。伸びていなければ、④に戻る。

ニードルカバーの確認、OK！

⑥ 打った部分をマッサージする

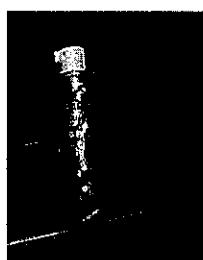
- 打った部分を10秒間マッサージする。

マッサージ「1・2・3・4・5・
6・7・8・9・10」！

⑦ エピペン®を使い終わったら…



- 医師にエピペン®を使用したことを伝える。
- 医師に太ももの注射部位を示し、エピペン®使用前の症状および使用後の経過を説明する。
- 使用後のエピペン®はオレンジ色のニードルカバー側から携帯ケースに戻し、青色の安全キャップとともに医療機関に渡す。



※オレンジ色のニードルカバーが伸びているため、携帯用ケースのふたは閉まらない。

4 食物アレルギーのある児童生徒の把握

(対応申請等の流れ)



(1) 食物アレルギーのある就学予定者の把握

食物アレルギーがある就学予定者の把握については、就学時健康診断で保護者から提出される「就学時保健調査表」および、「食物アレルギー調査票」〔様式1-3〕により行う。

その後、給食における対応が必要な就学予定者について、保護者から提出された「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」をもとに、学校と保護者が連携して対応を検討していく。

具体的には、以下図1の手順に従って対応する。

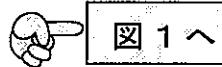


図1へ

(2) 食物アレルギーのある在籍児童生徒の把握（新中学1年生を除く）

在籍している小学校1年生から中学校2年生までの児童生徒（新中学1年生を除く）については、毎年10～11月に「食物アレルギー調査票」〔様式1-3〕を配付し、食物アレルギー対応の有無を確認する。

食物アレルギー対応が必要な児童生徒の保護者には「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を2月末までに提出を求め、その表を基に以下図2の手順で対応をしていく。

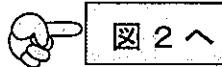


図2へ

(3) 食物アレルギーのある新中学1年生の把握と引き継ぎ

新中学校1年生については、小学校6年生の段階で、「食物アレルギー対応に関する対応児童生徒一覧表」〔様式6〕への記載までの対応を終える。

なお、「食物アレルギー調査票」〔様式1-3〕の配付・回収と、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の配付は毎年10～11月に小学校が行い、「在籍児童生徒保護者面談」以降は中学校で行うこととする。



図3へ

(4) 学校給食における原因食物除去対応の解除・変更の申請について

保護者から解除・変更の申し出があったときは、「学校給食における原因食物除去対応 変更・解除申請書」〔様式8-1〕、「学校給食における原因食物除去対応 変更・解除通知書」〔様式8-2〕を使用する。

対応内容に変更がある場合には、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を求める。

具体的には、以下図4の手順に従って対応する。



図4へ

(5) 乳糖不耐症等の疾病による牛乳停止の申請について

乳糖不耐症等の疾病による牛乳停止を申請する場合は、「飲用牛乳停止申請書」〔様式9-1〕、「飲用牛乳停止通知書」〔様式9-2〕を使用し、対応開始の初年度のみ医師の診断の証明をもらう。

具体的には図5の手順に従って対応する。



図5へ

(6) 食物アレルギーがある児童生徒が市外から転入してきた場合

図2 対応決定までの流れ（在籍児童生徒用）に準じ、迅速に手続きを行う。



図2へ

(7) 食物アレルギー対応をしている児童生徒が市内転校する場合

在籍校から転校先の学校へ「食物アレルギー調査票」〔様式1-3〕、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」、「面談記録票（兼個別対応計画）」〔様式3〕を引き継ぎ、必要に応じて、転入先の学校で個人面談を実施する。

個人面談以降の手続きは図2 対応決定までの流れ（在籍児童生徒用）の手順に準ずる。

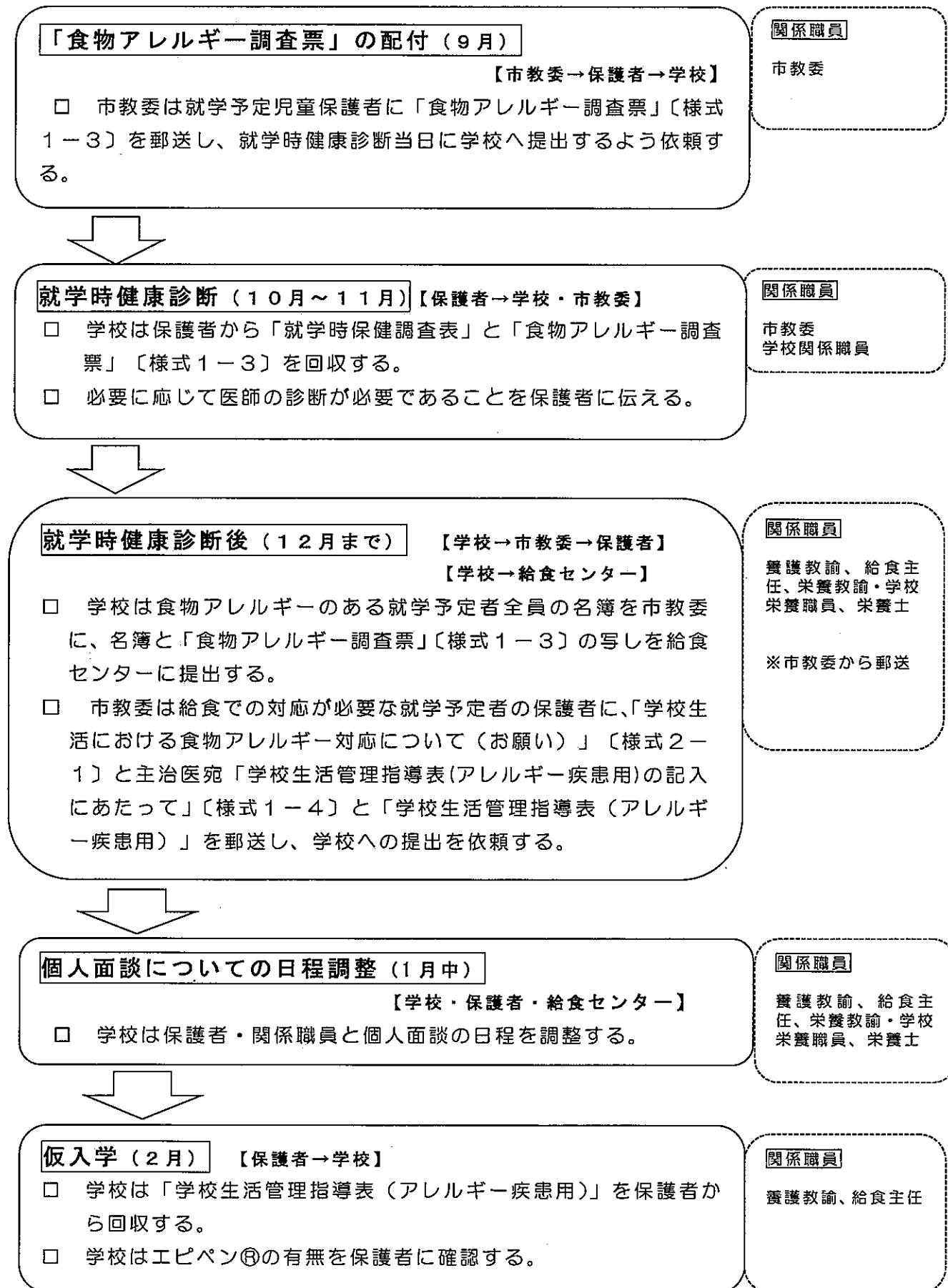


図2へ

(8) 食物アレルギー対応をしている児童生徒が市外へ転出する場合

在籍校から転出先の学校へ「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を引き継ぐ。必要に応じて「食物アレルギー調査票」〔様式1-3〕、「面談記録票（兼個別対応計画）」〔様式3〕の情報も提供する。

図1 対応決定までの流れ（就学予定者用）



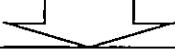


個人面談（2月）【学校・保護者・給食センター】

- 個人面談を実施する。
- 関係職員は「面談記録票（兼個別対応計画）」〔様式3〕に記入する。
- 関係職員は〔様式3〕のコピーを取り、学校と給食センターで情報共有する。

関係職員

管理職（校長・教頭）、養護教諭、給食主任、栄養教諭・学校栄養職員、栄養士



食物アレルギー対応委員会の開催・「食物アレルギー対応申請書」の送付、承認、「学校給食アレルギー対応アレルギー対応説明書」・「学校給食アレルギー対応同意書」の作成（2～3月）

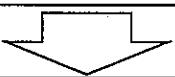
【学校→給食センター→学校】

- 食物アレルギー対応委員会を開催する。
(協議→校長による決定)
- 学校は対応者をとりまとめ、「食物アレルギー対応申請書」〔様式3-1〕を作成し、給食センターに提出する。
- 給食センター所長が承認し、給食センターは「食物アレルギー対応決定通知書」〔様式3-2〕を学校に送付する。
- 学校は〔様式3-2〕を受けて、「学校給食アレルギー対応説明書」〔様式4〕、「学校給食アレルギー対応同意書」〔様式5〕を作成する。

関係職員

校長、食物アレルギー対応委員（教頭、学級担任、養護教諭、給食主任、原因食物チェック担当者、副担当者等）から3人以上

学校給食センター所長、栄養教諭・学校栄養職員、栄養士（通知書の作成）



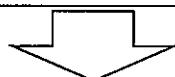
※対応について、変更がある場合は、前に戻る。

保護者対応説明（3月）【学校・保護者→市教委・給食センター】

- 関係職員は「学校給食アレルギー対応説明書」〔様式4〕を基に保護者に説明する。
- 保護者は「学校給食アレルギー対応同意書」〔様式5〕に署名・押印する。
- 関係職員はエピペン®保持者の保護者に消防局に情報提供することの必要性を説明し、「宇部・山陽小野田消防局への情報提供について」〔様式7-2〕への記入を依頼する。
(保護者→学校→市教委→消防局の順で提出)
- 学校は給食センターに〔様式5〕の写しを送付する。

関係職員

養護教諭、給食主任、栄養教諭・学校栄養職員等



学校給食食物アレルギーに関する対応児童生徒一覧表の修正・提出

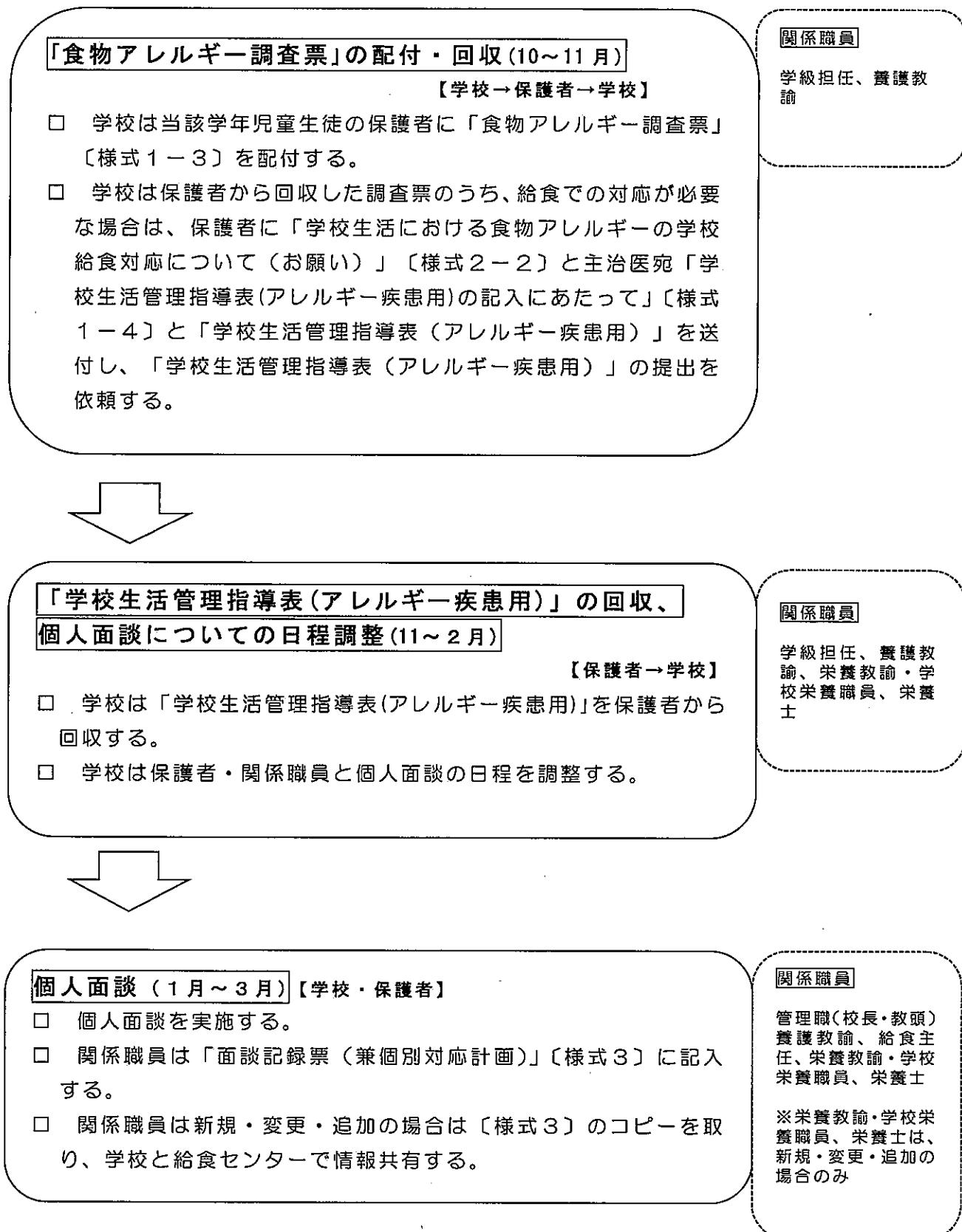
（4月5日まで）【学校→市教委・給食センター】

- 学校は「学校給食食物アレルギーに関する対応児童生徒一覧表」〔様式6〕に新学年、クラス等の記入等の修正をし、市教委と給食センターにそれぞれ提出する（内容、人数に変更があればその都度提出する）。

※提出の方法

パスワード保護されたファイルをメール送信してください。

図2 対応決定までの流れ（在籍児童生徒用）



**食物アレルギー対応委員会の開催・「食物アレルギー対応申請書」の送付、承認、
「食物アレルギー対応説明書」・「学校給食アレルギー対応同意書」**

の作成（2～3月）【学校→センター→学校】

- 食物アレルギー対応委員会を開催する。（協議→校長による決定）
- 学校は対応者を取りまとめ、「食物アレルギー対応申請書」〔様式3-1〕を作成し、給食センターに提出する。
- 給食センター所長が承認し、給食センターは「食物アレルギー対応決定通知書」〔様式3-2〕を学校に送付する。
- 学校は〔様式3-2〕を受けて、「学校給食アレルギー対応説明書」〔様式4〕・「学校給食アレルギー対応同意書」〔様式5〕を作成する。

関係職員

校長、食物アレルギー対応委員（教頭、学級担任、養護教諭、給食主任、原因食物チェック担当者、副担当者等）から3人以上

給食センター所長、栄養教諭・学校栄養職員、栄養士（通知書の作成）

保護者対応説明（3月）【学校・保護者→市教委・給食センター】

- 関係職員は「学校給食アレルギー対応説明書」〔様式4〕を基に保護者に説明する。
- 保護者は「学校給食アレルギー対応同意書」〔様式5〕に署名・押印する。
- 関係職員はエピペン⑧保持者の保護者に消防局に情報提供することの必要性を説明し、「宇部・山陽小野田消防局への情報提供について」〔様式7-2〕への記入を依頼する（保護者→学校→市教委→消防局の順で提出）。
- 学校は給食センターに〔様式5〕の写しを送付する。

関係職員

養護教諭、給食主任、栄養教諭・学校栄養職員等
※栄養教諭・学校栄養職員、栄養士は、新規・変更・追加の場合のみ

「学校給食食物アレルギーに関する対応児童生徒一覧表」修正・提出

（4月5日まで）【学校→市教委・給食センター】

- 「学校給食食物アレルギーに関する対応児童生徒一覧表」〔様式6〕に新学年、クラス等の記入等の修正をし、市教委と給食センターにそれぞれ提出する（内容、人数に変更があればその都度提出する）。

※提出の方法
パスワード保護されたファイルをメール送信してください。

図3 対応決定までの流れ（新中学1年生用）

「食物アレルギー調査票」の配付・回収（10～11月）

【小学校→保護者】

- 小学校は当該学年児童生徒の保護者に「食物アレルギー調査票」〔様式1－3〕を配付する。
- 小学校は保護者から回収した調査票のうち、給食での対応が必要な場合は、保護者に「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を依頼する。

関係職員：小学校

学級担任、養護教諭

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の回収・個人面談についての日程調整（2月）

【保護者→小学校→中学校】

- 小学校は「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を保護者から回収し、進学先の中学校に送付する。
- 中学校は保護者・関係職員と個人面談の日程を調整する。

関係職員

学級担任（小学校）、
養護教諭（中学校）、
栄養教諭・学校栄養職員、栄養士

個人面談（2～3月）【中学校・保護者】

- 中学校は個人面談を実施する。
- 関係職員は「面談記録票（兼個別対応計画）」〔様式3〕に記入する。
- 関係職員は新規・変更・追加の場合は〔様式3〕のコピーを取り、学校と給食センターで情報共有する。

関係職員：中学校
管理職（校長・教頭）、養護教諭、給食主任

栄養教諭・学校栄養職員、栄養士
※栄養教諭・学校栄養職員、栄養士は新規・変更・追加の場合のみ

**食物アレルギー対応委員会の開催・「食物アレルギー対応申請書」の送付、承認、
「食物アレルギー対応説明書」・「学校給食アレルギー対応同意書」
の作成(2~3月)**

- 【中学校→給食センター→中学校】
- 食物アレルギー対応委員会を開催する。（協議→校長による決定）
 - 学校は対応者を取りまとめ、「食物アレルギー対応申請書」〔様式3-1〕を作成し、給食センターに提出する。
 - 給食センター所長が承認し、給食センターは「学校給食アレルギー対応決定通知書」〔様式3-2〕を学校へ送付する。
 - 学校は〔様式3-2〕を受けて、「学校給食アレルギー対応説明書」〔様式4〕・「学校給食アレルギー対応同意書」〔様式5〕を作成する。

関係職員：中学校

校長、食物アレルギー対応委員（教頭、学級担任、養護教諭、給食主任、原因食物チェック担当者、副担当者等）から3人以上

給食センター所長、栄養教諭・学校栄養職員、栄養士
(通知書の作成)

保護者対応説明(3月)【中学校・保護者→市教委・給食センター】

- 関係職員は「学校給食アレルギー対応説明書」〔様式4〕を基に保護者に説明する。
- 保護者は「学校給食アレルギー対応同意書」〔様式5〕に署名・押印する。
- 関係職員はエピペン®保持者の保護者に消防局に情報提供することの必要性を説明し、「宇部・山陽小野田消防局への情報提供について」〔様式7-2〕への記入を依頼する。
(保護者→学校→市教委→消防局の順で提出)
- 学校は給食センターに〔様式5〕の写しを送付する。

関係職員：中学校

養護教諭、給食主任、栄養教諭、学校栄養職員等
※栄養教諭・学校栄養職員、栄養士は新規・変更・追加の場合のみ

「学校給食食物アレルギーに関する対応児童生徒一覧表」修正・提出

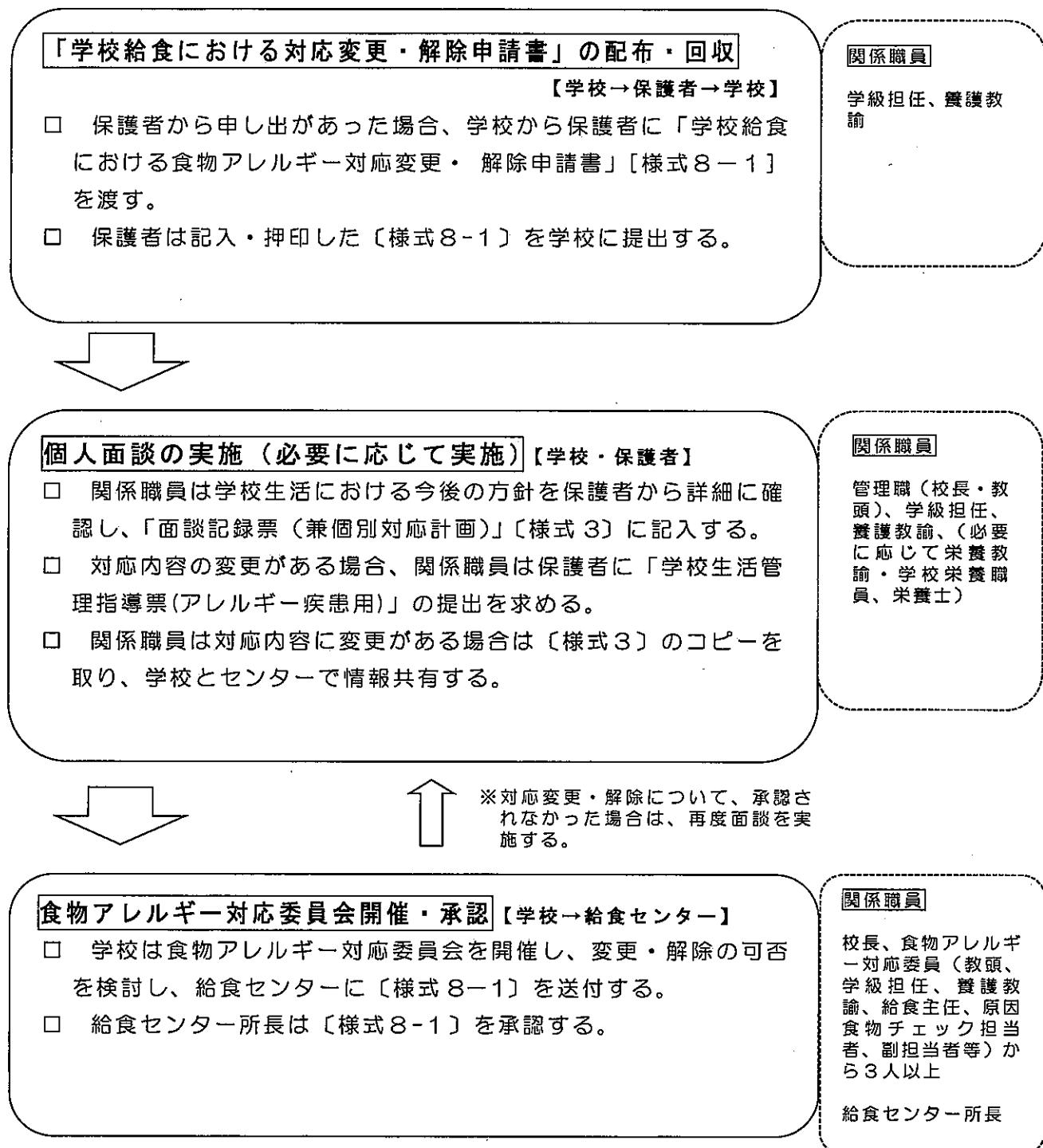
(4月5日まで)【中学校→市教委・給食センター】

- 中学校は「学校給食食物アレルギーに関する対応児童生徒一覧表」〔様式6〕に新学年、クラス等の記入等の修正をし、市教委と給食センターにそれぞれ提出する。（内容、人数に変更があればその都度提出する）

※提出の方法

パスワード保護されたファイルをメール送信してください。

図4 対応変更・解除までの流れ



「学校給食における食物アレルギー対応変更・解除通知書」作成、

保護者対応説明【給食センター→学校→保護者】

- 解除が承認された場合、給食センターは「学校給食における食物アレルギー対応変更・解除通知書」〔様式8-2〕を作成し、学校に通知する。学校は保護者に連絡する。
- 学校は〔様式8-2〕を受けて「学校給食アレルギー対応説明書」〔様式4〕と「学校給食アレルギー対応同意書」〔様式5〕を作成し、保護者に説明する。
- 保護者は同意書〔様式5〕に署名・押印する。

関係職員

栄養教諭・学校栄養職員、栄養士
(通知書の作成)

食物アレルギー
対応委員

「学校給食食物アレルギーに関する対応児童生徒一覧表」修正・提出

【学校→市教委・給食センター】

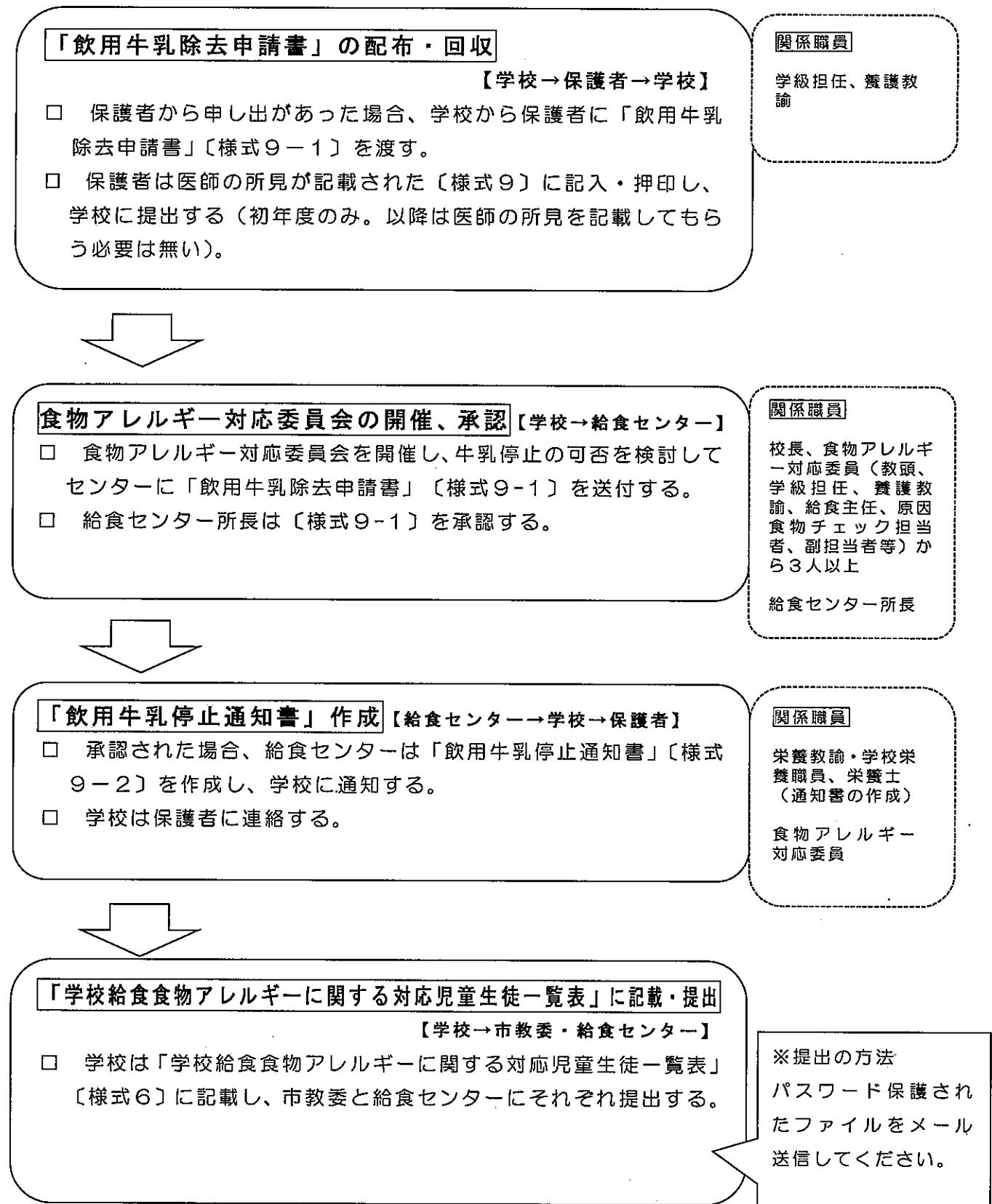
- 学校は「学校給食食物アレルギーに関する対応児童生徒一覧表」〔様式6〕に変更・解除内容を記載し、市教委と給食センターにそれぞれ提出する。

※対応内容に変更がある場合は、「学校生活管理指導票(アレルギー疾患用)」の写しも提出する。

※提出の方法

パスワード保護されたファイルをメール送信してください。

図5 乳糖不耐症等、疾病による牛乳停止申請の流れ



5 食物アレルギーのある児童生徒への給食対応

(1) 学校給食における食物アレルギー対応条件

学校給食における基本的な考え方は、全ての児童生徒が給食時間を安全に、かつ、楽しく過ごせるようすることである。そのためにも、安全性を最優先にする必要がある。

第2章(3)(4)を踏まえ、給食センターの施設設備、人員等を勘査したうえで、食物アレルギーを有する児童生徒に対し、安全・安心な学校給食の提供ができるようにするために、次の条件を満たす児童生徒に対してアレルギー対応を行うこととする。

○学校給食における食物アレルギー対応条件

- ①医師の診断・検査(可能な限り食物負荷試験)により原因食物が特定できており、食物アレルギーが明確であること。
- ②毎年1回は医師(※アレルギー専門医が望ましい)の診断を受け、「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」が提出されていること。
- ③家庭でも原因食品の除去等の対応を行っていること。

(2) 学校給食における対応の方法

給食での対応が必要な児童生徒に対して、保護者からの情報、医師の診断、学校及び給食施設内の諸条件を勘査したうえで、個人に合わせた対応を検討していく。対応としては、表1~3に示したとおり、A対応からD対応までの4通りとする。

表1 A対応



表1、2、3へ

対応	方法	内 容
A対応 (レベル1)	詳細な献立表を使用した児童生徒自身による対応	1 家庭・担任へ特別献立表を事前配付 2 保護者、児童生徒自身、担任が献立に原因食物が入っている日を確認 3 噫食 児童生徒自身による原因食物の除去 担任による指導、観察

【自分で除去する場合の日常的な配慮事項】

- 学校は、保護者が特別献立表に注意し、本人が取り除く食品をよく理解できるよう協力を求める。
- 担任等が除去するアレルギー原因食物を正しく理解しておく。
- 学級担任は、食物アレルギーのある児童生徒が自分で取り除いて食べられるよう、また、学級の児童生徒も正しく理解できるように指導する。特に、低学年では、自己管理能力が不十分なので担任等が補佐する。
- 誤飲、誤食の場合の対処方法を確認しておく。

表2 B対応

対応	方法	内 容
B対応 (レベル2)	弁当対応	<p>1 家庭・担任へ特別献立表を事前配付</p> <p>2 保護者、児童生徒自身、担任が献立に原因食物が入っている日を確認</p> <p>3 どうしても対応が困難な献立(料理)においては代用食として弁当を持参 前述の一部弁当対応(給食と弁当の併用)でも対応できない場合には、完全弁当対応(全ての学校給食に対して弁当を持参)</p> <p>4 噫食 担任による指導、観察</p> <p>※ 弁当は給食時間まで安全に衛生的に保管すること</p>

【弁当を持参する場合の日常的な配慮事項】

- 特別献立表を保護者に配付し、給食が食べられる日と弁当持参の日を事前に決める。
- 弁当を衛生的に保管する。(特に、暑い時期は注意をする必要がある。) 例えば、保護者が給食時間に合わせて持参する、児童生徒が持参し職員室で保管する等、方法は各学校で検討する。

表3 C対応・D対応

対応	方法	内 容
C対応 (レベル3)	除去食対応	<p>1 家庭・担任へ特別献立表を事前配付</p> <p>2 保護者、児童生徒自身、担任が献立に原因食物が入っている日を確認</p> <p>3 原因食物を除いた給食の用意</p> <p>4 噫食 担任による指導、観察</p>
D対応 (レベル4)	代替食対応	<p>1 家庭・担任へ特別献立表を事前配付</p> <p>2 保護者、児童生徒自身、担任が献立に原因食物が入っている日を確認</p> <p>3 原因食物を除き、さらに代替食物を用いて栄養価を補った給食の用意</p> <p>4 噫食 担任による指導、観察</p>

【除去食・代替食を提供する場合の日常的な配慮事項】

- 担任は、事前に個々の児童生徒の対応食の嚥食について一覧表等で、把握しておく。
- 栄養教諭・学校栄養職員、栄養士は、献立や材料の変更がある場合、速やかに学校(養護教諭、担任、給食主任等)を通じて保護者と関係職員に連絡する。(P.41「献立変更時の対応について」参照)
- 万が一、対応食の提供前に、混入や除去食の取り忘れがあった場合、またはそのおそれがあると判断される場合は、その程度に関わらず給食センター所長の判断により提供を中止する。中止した場合の対応について、あらかじめ保護者の了解を得て決めておく。

※特別献立表とは、原材料が詳細に記載された献立表をいう。

※(レベル〇)とは、『学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン』(財団法人 日本学校保健会による)に記載されている「食物アレルギー対応の段階的目標・作業整備」の段階に対応した呼び方である。

(3) 4月以降（対応方法決定後）の流れ

給食対応の大筋を決定する「学校給食アレルギー対応説明書」〔様式4〕、「学校給食アレルギー対応同意書」〔様式5〕を確認した後（図1、2、3参照）も、給食提供にあたって、1か月ごとの特別献立表を基に、1か月分の詳細な給食提供方法を保護者に確認する（図6参照）。その際、学校は「対応案確認書」〔様式10〕等を用いて給食の献立に原因食物が入っている日の対応方法を保護者に提示し同意（保護者が署名・押印）を得る。同意後は対応案確認書を食物アレルギー対応委員に回覧して確認した後、コピーを取り、保護者、市教委、給食センターに送付する。また、教室においてもコピーを担任の目に付きやすい定位置に保管し、当該児童生徒と担任のチェックシートとして給食前に使用する。

(4) 給食費の徴収について

- ・アレルギー対応食を提供：徴収する
- ・原因食品を自分で除去：徴収する
- ・献立に応じて一部代替食持参：徴収する
- ・毎日弁当を持参：徴収しない
- ・牛乳を停止：徴収する（牛乳代金の実費相当額を返金）

(5) 給食でアレルギー対応をする場合の毎月及び当日の流れ

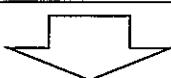
図6 毎月の流れ

原因食物チェック用資料の準備（前月初め）

【給食センター→学校】

- 給食センターは特別献立表と加工食品アレルギー表示等の一覧表(配合表)を作成する。
- ・ 給食センターは対応食の有無・内容について確認し、「対応案確認書」〔様式10〕(対応食がない場合は〔様式10-2〕)を作成し、学校へ送付する。

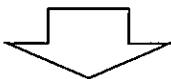
関係職員
栄養教諭・学校栄養職員、栄養士



送付前のチェック【学校→保護者】

- 学校は該当する児童生徒の特別献立表と「対応案確認書」〔様式10または10-2〕がセンターから届いているかを確認する。
- 学校は特別献立表と「対応案確認書」〔様式10または10-2〕を保護者に配付する。

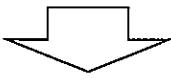
関係職員
養護教諭、給食主任等、学級担任



保護者によるチェック【保護者→学校】

- 保護者は特別献立表と「対応案確認書」〔様式10または10-2〕にある対応案を確認し、同意(〔様式10または10-2〕に署名・押印)後、学校(学級担任)に提出する。

関係職員
学級担任

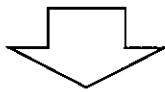


食物アレルギー対応委員による確認

【学校→給食センター】

- 学校は保護者から提出された「対応案確認書」〔様式10または10-2〕を食物アレルギー対応委員に回覧し、委員は記入漏れがないか(特に学級担任は、対応内容も併せて確認)して、〔様式10または10-2〕に押印する。
- 学校は〔様式10または10-2〕を給食センターに送付する。

関係職員
食物アレルギー対応委員



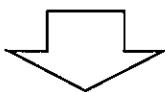
給食センターでの確認（前月22日頃まで）

【給食センター→学校】

- 給食センターは学校から送付された「対応案確認書」〔様式10または10-2〕の内容を確認し、関係職員で回覧し、押印する。
- 給食センターは〔様式10または10-2〕の写しをとり、学校に送付する。

関係職員

栄養教諭・学校栄養職員、栄養士
給食センター所長



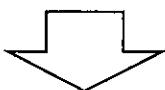
保護者への最終確認

【学校→保護者】

- 学校は「対応案確認書」〔様式10または10-2〕の写しをとり、保護者へ送付する。原本は学校で保管する。
- 学校は〔様式10または10-2〕の写しをとり、管理職、学級担任等がそれぞれ保管する。教室内で担任の目に付きやすい定位置に置き、いつでも確認できるようにする。

関係職員

原因食物チェック担当者



「月別対応一覧表」の作成・配付（前月末まで）

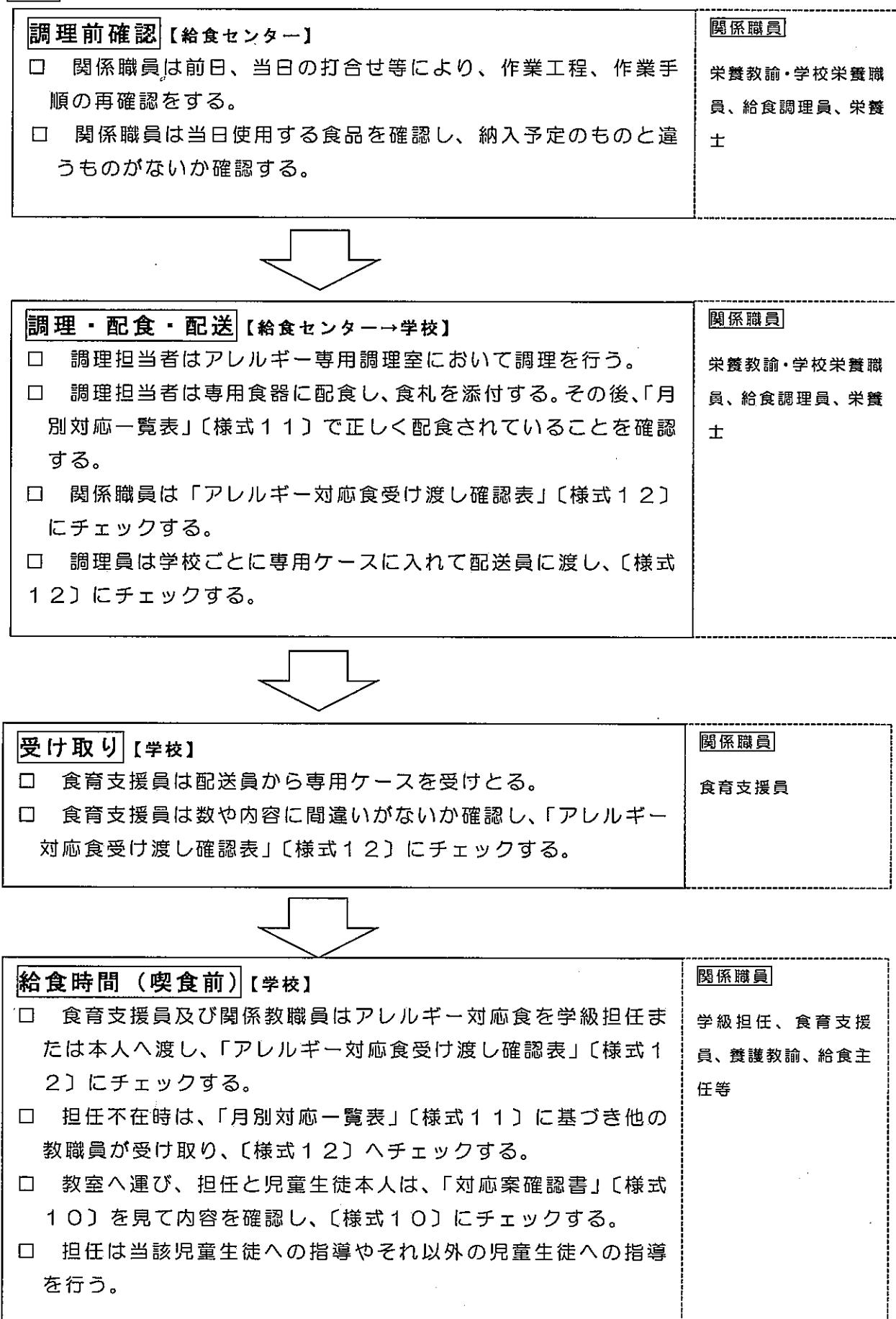
【給食センター→学校】

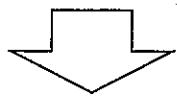
- 給食センターは「月別対応一覧表」〔様式11〕を作成し、学校（担任・関係職員）に配付する。
- 学校は〔様式11〕の写しをとり、管理職、養護教諭、食育支援員等がそれぞれ保管するとともに、配膳室内の目に付きやすい定位置に置き、いつでも確認できるようにする。

関係職員

栄養教諭・学校栄養職員、栄養士
管理職、学級担任、養護教諭、給食主任、食育支援員等

図7 当日の流れ



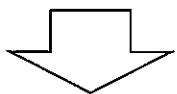


喫食・経過観察【学校】

- 担任が当該児童生徒の様子を確認する。

関係職員

学級担任



返却【学校→給食センター】

- 給食当番は配膳室に専用容器を返却する。
- 食育支援員は専用容器の返却数を確認後、専用ケースに移して配送員に返却し、「アレルギー対応食受け渡し確認表」〔様式12〕にチェックする。
- 配送員は給食センター調理員に専用ケースを渡し、〔様式12〕にチェックする。

関係職員

学級担任、食育支援員

(6) 食物アレルギーのある児童生徒一覧等の作成

学校（養護教諭または給食主任等）は、学校給食において食物アレルギー対応が必要な児童生徒をとりまとめ、食物アレルギー対応申請書〔様式3-1〕を作成し、「学校給食食物アレルギー対応に関する児童生徒一覧表」〔様式6〕、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の写しとともに給食センターへ提出・申請する。（図1参照）

対応の承認及び保護者対応説明後、4月5日までに「学校給食食物アレルギーに関する対応児童生徒一覧表」〔様式6〕に新学年、クラスの記入等の修正をし、関係職員に配付する。併せて市教委と給食センターにそれぞれ提出する。

また、更新・追加がある場合は、加除訂正後、関係職員に再配布し、市教委、給食センターにもその都度提出する（「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の写しも併せて提出する。）。

(7) 月別対応一覧表の作成

栄養教諭または学校栄養職員、栄養士は、翌月分の「月別対応一覧表」〔様式1-1〕を作成し、学校に送付する（図6参照）。

担任不在等で他の教職員が対応する場合でも正しい対応ができるよう、関係職員は常に情報を共有しておく必要がある（月別対応一覧表〔様式1-1〕の職員室掲示や教室保管等）。



6 誤食事故を予防するためには

学校給食で除去食等を作るのは給食調理員だが、児童生徒の手元に届くまでには、栄養教諭・学校栄養職員や担任等何人かの手を経ている。その各過程で確実に確認することが事故を未然に防ぐことにつながる。

特に、検食をする校長や、クラスで一緒に食べる担任は、除去食の有無や対応の内容に間違いがないか必ずチェックする。誤食事故の予防のためには確認と連携が重要である。

(1) 危険予知トレーニング

- どこで作業ミスをする可能性があるのか確認し、対応方法を検討する。
→調理ミス、表示確認ミス、配膳ミス
- どこで伝達ミスをする可能性があるのか確認し、対応方法を検討する。
→調理場と現場の伝達ミス
- どこで管理ミス可能性があるのか確認し、対応方法を検討する。
→把握ミス、連携ミス、持ち場での対応ミス

(2) 指さし喚呼

目で見て、指でさし、声に出し、それを聞く。

(3) 複数確認

調理員、栄養教諭・学校栄養職員、校長、学級担任、養護教諭等。

(4) 集中力の維持

心身の健康の維持

(5) その他

除去食専用食器等

7 給食対応を必要とする学級での指導と配慮



給食準備時

配膳について

- 食育支援員及び関係教職員は、配膳室にてアレルギー対応食を学級担任または当該児童生徒に直接手渡しする。学級担任または当該児童生徒は、受け取り時に「アレルギー対応食受け渡し確認表」〔様式12〕にチェックする。
- 担任は、「アレルギー対応案確認書」〔様式10〕で当該児童生徒への給食内容を確認し、誤食事故がないようにする。

当該児童生徒へ

- 自分で除去する場合（A対応）、児童生徒の発達段階により、必要に応じて教員の指導の下で確実に除去できるようにする。
- 当該児童生徒が給食当番を行う場合は、原因食物に触れないように配慮する。
- 教室にて予定通りアレルギー対応食が提供されているか確認する。

その他の児童生徒へ

- 給食当番や他の児童生徒に対して、配膳の際に気を付ける点を十分に説明する。
- アレルギー原因食物が当該児童生徒の食器等に付着しないように注意するよう指導する。



学級担任 等



給食時間（喫食中）

当該児童生徒へ

- アレルギー対応食がそろっているか、配膳に間違いがないか、必要なものは自分で除去しているか、等を確認したうえで食べ始めるように指導する。
- まわりの児童生徒からの食物接触や誤飲・誤食にも注意するように指導する。
- アレルギー対応食（専用容器）については、おかわりはできないことを伝える。

その他の児童生徒へ

- 学級の児童生徒には、食物アレルギーは好き嫌いによるものではないことを理解させる。
- まわりの児童生徒にも、食物接触や誤飲・誤食の原因を作らないように指導する。



学級担任 等



給食終了時

当該児童生徒へ

- 当該児童生徒の喫食状況を把握しておく。
- 当該児童生徒の健康観察を行う。
- 少しでも異変がみられる場合は、「食物アレルギー対応における教職員の役割（緊急時）」(p17-18)にそって対応する。

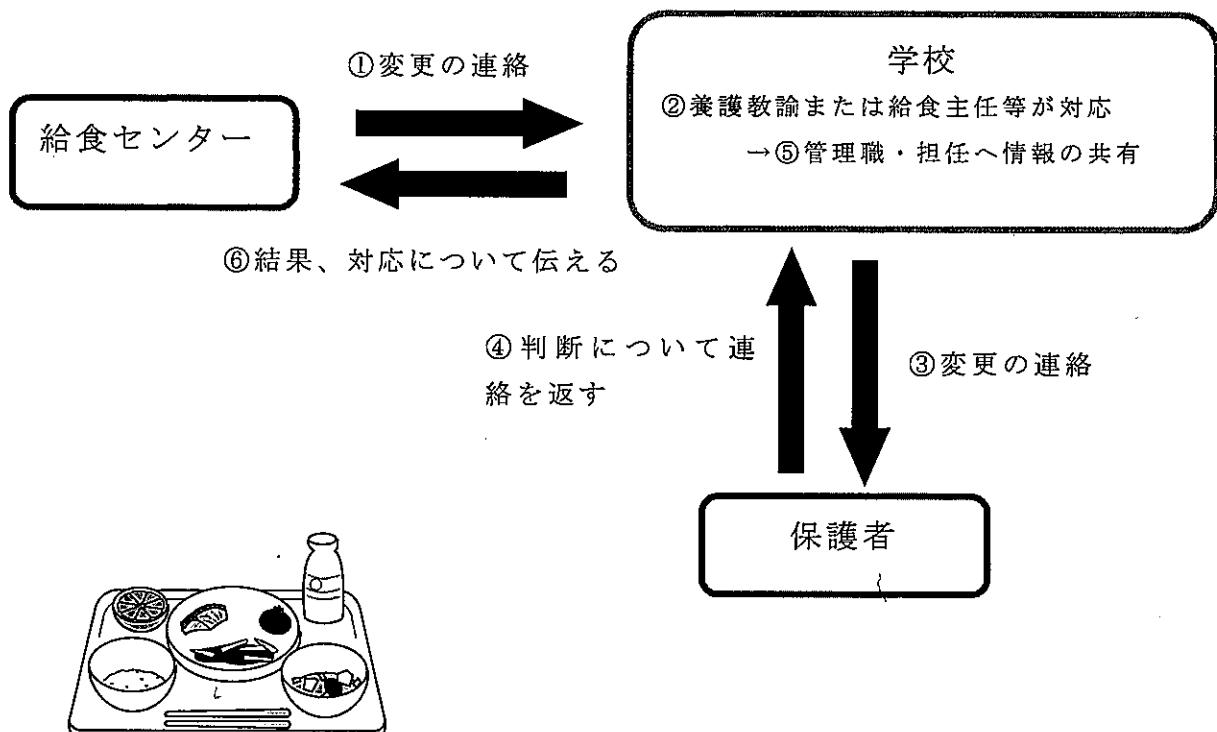


学級担任 等

※献立変更時の対応について

給食センターから学校担当者（養護教諭または給食主任等）へ連絡する。（原則文書での連絡とするが、緊急時はこの限りではない。）学校は保護者へ連絡し、変更した料理に原因食品が含まれていないか、また喫食可能かの判断をしてもらう。学校担当者は、保護者からの連絡を受けて、管理職や学級担任に連絡して情報の共有を図り、当該児童生徒に伝えるとともに、給食センターにも結果を伝える。（学校は献立変更や緊急時の保護者連絡先を事前に把握しておく。）

【変更時の対応フロー図（①～⑥の順に対応する）】



8 学校行事等における食物アレルギー対応について

(1) 食物・食材を扱う授業・活動

食物アレルギーの程度によっては、原因食物に「触れる」「吸い込む」ことでアレルギー症状を起こす児童生徒もいる。個々の児童生徒に応じたきめ細かな配慮が必要である。

医師の指示に従い、保護者との相談を十分におこなって対応していく必要がある。



ア 食物の調理・喫食をともなう授業等を行う場合の配慮

(ア) 家庭科の授業やクラブ活動

喫食や食材への接触だけでなく、調理により発生する湯気や煙でもアレルギー反応を起こす場合がある。

↓

事前に保護者と相談し、児童生徒の接触・誤食が発生しないように配慮が必要である。

(イ) 総合的な学習の時間を活用した授業

例) 地域の食材を使用した献立の作成及び調理を計画したが、食物アレルギーのある児童生徒の食物アレルギー事故を防止するため、原因食物への接触や喫食について十分な配慮を行った。



イ 微量の摂取・喫食により発症する児童生徒に対する配慮

(ア) 牛乳パックの洗浄

リサイクル体験等で、児童生徒が牛乳パックの解体、洗浄、回収作業を行う場合、作業中に牛乳が周囲に飛び散る可能性がある。

微量の牛乳が皮膚に接触するだけで症状をきたす恐れがあるため、症状を起こす児童生徒は別の活動を行うなど配慮する。



(イ) そば打ち体験授業

そば打ちは、そば粉と小麦粉をふるいにかけて練ることから始まる。ふるいにかけることで、そば粉は空気中に舞い上がるため、吸い込んでしまう可能性がある。また、茹でた際の蒸気を吸い込み、症状をきたす場合もある。した

がって、そば打ち体験は、そばアレルギーをもつ児童生徒には大変危険である。別室で見学する等配慮が必要である。

(ウ) 社会見学

地域の農畜産物等を調査する場合、乳製品やそば、小麦、大豆等さまざまな産物に触れることがあるため、原因食物への接触を避けるように配慮する。

例) 社会科の食品工場の見学に行った際、小麦を扱っていたので、作業場を見ることができる別室から見学をするように配慮した。

※アレルギーの症状には個人差があるため、見学をさせないという対応が適切な場合もある。

(エ) 小麦粘土を使った図工授業

小麦アレルギーのある児童生徒が小麦粘土を触ると手が荒れてしまうことがある。小麦アレルギーの児童生徒がいる場合は、使用する粘土の原料を事前に調べる必要がある。また、小麦粘土を教材として使用する場合には、当該児童生徒が接触しないように配慮する。

(2) 体育・部活動等の運動をともなう活動

運動はアナフィラキシーショックを誘引する大きな因子であることから、アナフィラキシーの既往症のある児童生徒について、運動がリスクとなるかどうか把握し、運動する機会が多い学校生活を安全に過ごせるよう留意する。

ア 食物依存性運動誘発アナフィラキシー

運動と原因食物の組み合わせにより症状が誘発される。運動時間が予定されている場合は事前に原因物質の摂取を避けることが必要となる。また、症状が誘発される運動の強さも個人差がある。



事前に保護者と運動や喫食を制限する場合を相談して、その基準を決めておく等の配慮をする。

※原因物質を摂取後2時間以内に発症するとされているので、運動をする場合には、確実に発症を起こさないためには目安として4時間が必要である。

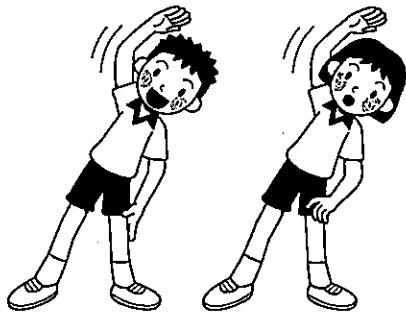
イ 運動誘発性アナフィラキシー

運動で誘発されるアレルギー症状で、症状を起こす運動の強

さ等は個人差があり、その日の体調にも影響される。



保護者と相談し、日頃の家庭での制限も踏まえ運動制限の基準を定めておく等配慮する。



(3) 宿泊を伴う校外活動

全ての児童生徒が参加できるよう、不測の事態を避け緊急事態にも迅速に対応できるように留意する。

ア 食事等の配慮

事前に宿泊先と連絡を取り、食事等児童生徒の症状に合わせた配慮を依頼する。

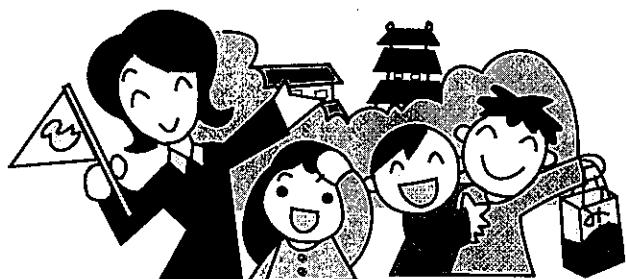
また、児童生徒間でお菓子の交換等をしないように事前に指導を行うように配慮する。

イ 寝具等の配慮

枕にそば殻等が使用されている場合もあることから、寝具について確認する。



ア、イいずれも、保護者、宿泊先と十分な情報交換を行い、事前に可能な対応範囲を確認するようにする。



様式集

- [様式1-1] 食物アレルギー調査票について（就学時用）
- [様式1-2] 食物アレルギー調査票について（在校生用）
- [様式1-3] 食物アレルギー調査票
- [様式1-4] 主治医宛 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の記入にあたって（就学時用）
- [様式1-5] 主治医宛 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の記入にあたって（就学時用）
- [様式2-1] 食物アレルギーの学校給食対応について（就学時用）
- [様式2-2] 食物アレルギーの学校給食対応について（在校生用）
- [様式3] 面談記録表（兼個別対応計画）
- [様式3-1] 食物アレルギー対応申請書
- [様式3-2] 食物アレルギー対応決定通知書
- [様式4] 学校給食アレルギー対応説明書
- [様式5] 学校給食アレルギー対応同意書
- [様式6] 学校給食食物アレルギーに関する対応児童生徒一覧表
- [様式7-1] アドレナリン自己注射薬（商品名：エピペン®）を処方されている児童生徒の情報提供について（校長→保護者）
- [様式7-2] 宇部・山陽小野田消防局への情報提供について
- [様式7-3] アドレナリン自己注射薬（商品名：エピペン®）を処方されている児童生徒の情報提供について（校長→市教委）
- [様式7-4] アドレナリン自己注射薬（商品名：エピペン®）を処方されている児童生徒の情報提供について（市教委→消防局）
- [様式8-1] 学校給食における食物アレルギー対応 変更・解除申請書
- [様式8-2] 学校給食における食物アレルギー対応 変更・解除通知書
- [様式9-1] 飲用牛乳停止申請書
- [様式9-2] 飲用牛乳停止通知書
- [様式10] 対応案確認書
- [様式10-2] 対応案確認書（対応食該当なし）
- [様式11] 月別対応一覧表
- [様式12] アレルギー対応食受け渡し確認表
- 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）
- 食物アレルギー・アナフィラキシー発症時の対応

〔様式1-1〕【市教委→就学予定児童生徒保護者】

○○年(20 年)9月○○日

保護者様

山陽小野田市教育委員会

食物アレルギー調査票について（お願い）

初秋の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本市では、文部科学省が監修し、財団法人日本学校保健会が示した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、「学校における食物アレルギー対応の手引き」を策定し、学校生活及び給食において、食物アレルギー事故が起きることのないよう、万全の体制を構築しているところです。その一環として、食物アレルギーのあるお子様を把握し、適切な対応を進めていきたいと考えております。

学校での食物アレルギーに対する取組としては、学校内でアレルギー反応が起きないようにすることが第一目標です。しかし、同時に児童生徒の健全な成長発達の観点から、不必要的食事制限をなくすことも重要です。

そこで、「学校給食」及び「学校生活」で配慮や管理が必要なお子様を正確に把握するため、年1回、「食物アレルギー調査票」を提出いただくこととしております。

つきましては、「食物アレルギー調査票」に御回答いただき、就学時健康診断当日、小学校に提出いただきますようお願いします。

また、学校では大切なお子様の命をお預かりしますので、食物アレルギーによる事故が起きないよう万全を期して参ります。そのために保護者の皆様に文書の提出や、必要に応じて受診等の御負担をお願いすることになりますが、何卒、御理解、御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

※ 「食物アレルギー調査票」の5の項目において、「学校生活において、配慮や管理が必要」と回答された方については、後日、文書にて対応を連絡させていただきます。

※ 提出日に「食物アレルギー調査票」の提出ができない場合は、その旨を学校へ御連絡いただきますようお願いいたします。

学校教育課 担当 ○○ ○○

Tel(0836)82-1202 Fax(0836)84-8691

e-mail gakkou@city.sanyo-onoda.lg.jp

〔様式1-2〕【学校→在籍児童生徒保護者】

○○年(20 年)○月○日

保護者様

山陽小野田市立○○学校長

食物アレルギー調査票について（お願い）

○○の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本市では、文部科学省が監修し、財団法人日本学校保健会が示した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、「学校における食物アレルギー対応の手引き」を策定し、学校生活及び給食において、食物アレルギー事故が起きることのないよう、万全の体制を構築しているところです。その一環として、食物アレルギーのあるお子様を把握し、適切な対応を進めていきたいと考えております。

学校での食物アレルギーに対する取組としては、学校内でアレルギー反応が起きないようにすることが第一目標です。しかし、同時に児童生徒の健全な成長発達の観点から、不必要的食事制限をなくすことも重要です。

そこで、「学校給食」及び「学校生活」で配慮や管理が必要なお子様を正確に把握するため、年1回、「食物アレルギー調査票」を提出いただくこととしております。

つきましては、「食物アレルギー調査票」に御回答いただき、○○月○○日(○)までに学級担任に提出いただきますようお願いします。

また、学校では大切なお子様の命をお預かりしますので、食物アレルギーによる事故が起きないよう万全を期して参ります。そのために保護者の皆様に文書の提出や、必要に応じて受診等の御負担をお願いすることになりますが、何卒、御理解、御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

※ 提出日までに「食物アレルギー調査票」の提出ができない場合は、その旨を学校へ御連絡いただきますようお願いいたします。

○○○学校

担当

TEL ()

食物アレルギー調査票

記入年月日 年 月 日

幼児児童生徒 氏名 _____

保護者名 _____

電話番号 _____

1 食物アレルギーはありますか？

 はい いいえここで終了です。
ありがとうございました。

2 原因食物を記入してください。該当するものすべてに丸をつけてください。

(卵・乳・小麦・そば・落花生・あわび・いか・いくら・えび・
 オレンジ・かに・キウイフルーツ・牛肉・くるみ・鮭・さば・
 大豆・鶏肉・豚肉・まつたけ・もも・やまいも・りんご・ゼラチン・
 パナナ
 その他 ())

3 原因食物を食したときに現れる症状を記入してください。

[]

4 医師の診断について記入してください。

- ・ 医師の診断を受けたことがありますか。 (はい • いいえ)
- ・ 医師の最終診断はいつですか。 (年 月 日)
- ・ 医師からの書面での証明はありますか。 (はい • いいえ)

(診断書 • 食事指示書 • 各種検査結果票 • その他 [受診したことが分かる書類など])

5 学校生活において、配慮や管理は必要ですか。(例、給食、食物・食材を扱う授業・活動、食物アレルギーに関する運動制限、宿泊を伴う校外活動、等)

 はい いいえ

配慮や管理が必要ない理由

※「はい」と回答された方は、医療機関を受診して、医師の診断書(学校生活管理指導表)を提出していただく必要があります。また、「いいえ」と回答された方にも、必要に応じて学校から確認の連絡を入れ、状況によっては医師の診断書(学校生活管理指導表)の提出をお願いすることがあります。

6 アナフィラキシーショックを起こした経験がありますか。

(はい [年 月頃] • いいえ)

・アドレナリン自己注射薬(商品名:エピペン®)を医師から処方されていますか。

(はい [年 月~] • いいえ)

山 教 学 第 号
年(20 年)月 日

主 治 医 様

山陽小野田市教育委員会

学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の記入にあたって

平素から本市の学校保健行政に多大なるご理解とご尽力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、本市の学校給食における食物アレルギー対応については「山陽小野田市学校における食物アレルギー対応の手引き」に沿って対応をしております。

また、平成27年3月に作成された文部科学省の「学校給食における食物アレルギー対応指針」に基づき、本市学校給食における食物アレルギー対応方針を下記のとおりとしております。

つきましては、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の記入にあたり、参考にしていただきますようお願いいたします。

主治医の的確な診断や指示は、安心・安全な給食を実現するためには欠かすことができません。引き続き、御指導いただきますようよろしくお願ひいたします。

なお、生活管理指導表は大きな変化がない場合、1年間を通じて使用しますので、今後1年間を通じて予測される状況について御記入ください。

記

○本市学校給食における食物アレルギー対応方針

- ① 国の指針に沿って、安全性を最優先とします。
- ② 除去食については、アレルギー原因食物は「完全除去」とし、段階的・部分的な除去対応は行いません。（誤配・誤食などを防ぐため）

【参考】「乳」アレルギーにおける例

多段階対応…食べられる程度に合わせて、対応する。
 （例：①完全除去 ②少量可 ③加工食品可 ④牛乳を利用した料理可）

完全除去対応…「乳」を含む全ての食品を完全除去し、「除去」または「除去食」を提供する。（※原因食物を提供するかしないかの二者択一）
- ③ 調理可能な範囲で、アレルギー原因食物を含まない代替食を提供します。
- ④ 調味料・だし・添加物の除去が必要など、ごく微量で症状が誘発される可能性がある場合や、多品目の食品除去が必要な場合は除去食や代替食の提供は行いません。

学校教育課 担当

Tel(0836)82-1202 Fax(0836)84-8691

e-mail gakkou@city.sanyo-onoda.lg.jp

年(20 年)月 日

主 治 医 様

山陽小野田市立〇〇学校

学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)の記入にあたって

本市の学校給食における食物アレルギー対応については「山陽小野田市学校における食物アレルギー対応の手引き(平成30年3月一部改訂)」に沿って対応をしております。

この改訂版では、平成27年3月に作成された文部科学省の「学校給食における食物アレルギー対応指針」に基づき、本市学校給食における食物アレルギー対応方針が示されております。

つきましては、「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」の記入にあたり、参考にされ、御記入をお願いいたします。

主治医の的確な診断や指示は、安全・安心な給食を実現するためには欠かすことができません。引き続き、御指導いただきますようよろしくお願ひいたします。

なお、生活管理指導表は大きな変化がない場合、1年間を通じて使用しますので、今後1年間を通じて予測される状況について御記入ください。

記

○本市学校給食における食物アレルギー対応方針

- ① 国の指針に沿って、安全性を最優先とします。
- ② 除去食については、アレルギー原因食物は「完全除去」とし、段階的・部分的な除去対応は行いません。(誤配・誤食などを防ぐため)

【参考】「乳」アレルギーにおける例

多段階対応…食べられる程度に合わせて、対応する。

(例: ①完全除去 ②少量可 ③加工食品可 ④牛乳を利用した料理可)

完全除去対応…「乳」を含む全ての食品を完全除去し、「除去」または「除去食」を提供する。(※原因食物を提供するかしないかの二者択一)
- ③ 調理可能な範囲で、アレルギー原因食物を含まない代替食を提供します。
- ④ 調味料・だし・添加物の除去が必要など、ごく微量で症状が誘発される可能性がある場合や、多品目の食品除去が必要な場合は除去食や代替食の提供は行いません。

〇〇学校 担当

TEL () -

〔様式2-1〕【学校→該当の就学予定児童生徒保護者】

山 教 学 第 号
年(年) 月 日

保護者様

山陽小野田市教育委員会

学校生活における食物アレルギー対応について（お願い）

寒冷の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、就学時健診の際に御提出していただいた「食物アレルギー調査票」において、お子様には食物アレルギーが「ある」との御回答をいただきました。

本市では、学校給食対応や学校生活上の配慮や管理（例、食物・食材を扱う授業、食物アレルギーに関する運動制限、宿泊を伴う校外活動等）において、食物アレルギー事故が起きることがないよう、同一の基準を設け、食物アレルギーのあるお子様の把握と対応を進めております。

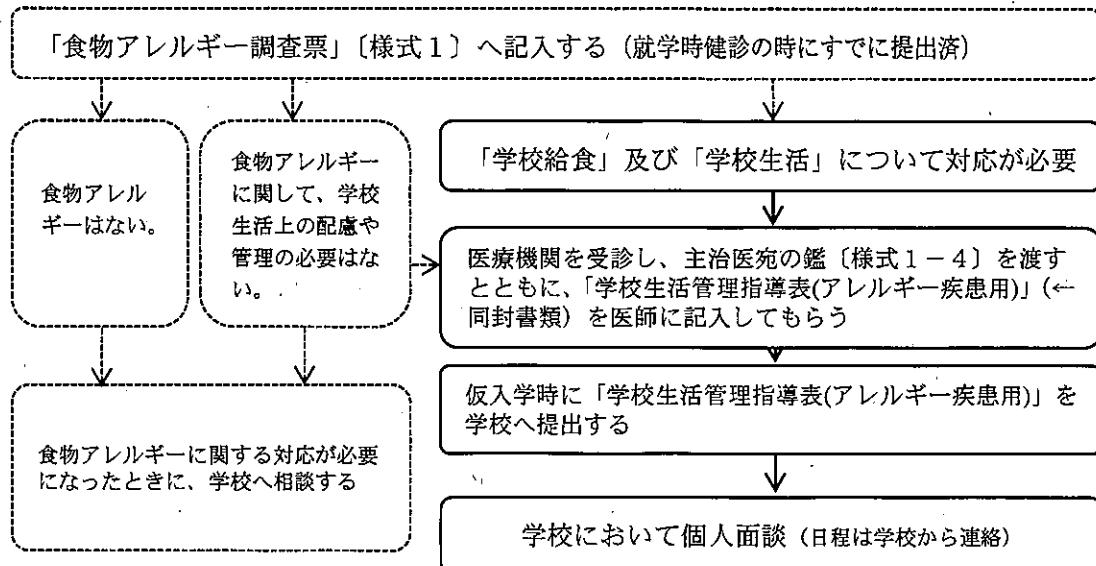
学校での食物アレルギーに対する取組としては、学校内でアレルギー反応が起きないようにすることが第一目標です。しかし、同時に児童生徒の健全な成長発達の観点から、不必要的食事制限をなくすことも重要です。

そこで、学校給食や学校生活上で配慮や管理等の対応が必要なお子様につきましては、医学的な見地からアレルギーの保有状況を正確に判断するため、年1回、医療機関において記入された別紙「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出をお願いしております。

については、下記要領により、仮入学時に「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を学校へ提出していただきますようお願いします。

記

1 提出までの手順



〔様式2-1〕【学校→該当の就学予定児童生徒保護者】

2 提出書類

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」

3 提出先 お子様が入学される小学校

4 医療機関

基本的には小児科になりますが、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の記入が可能かどうかを受診される医療機関に確認のうえ、受診してください。
また、受診費用と記入料については、保護者負担となります。

5 学校の対応

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出後、必要に応じて保護者の方と面談をさせていただきます。学校における具体的な対応を決定し、その後、保護者の方に説明させていただきます。

※ 仮入学時に「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出ができない場合は、その旨を学校へお伝えいただき、後日、提出してください。（入学後すぐに給食や授業が始まりますので、3月中旬までに面談を終えるようにしてください。）

学校では、大切なお子様の命をお預かりしますので、食物アレルギーによる事故が起きないよう万全を期して参ります。そのために保護者の皆様に文書の提出や、受診等の御負担をお願いすることになりますが、何卒、御理解、御協力くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

学校教育課
担当
TEL 82-1202

年(　　年)月日

保護者様

山陽小野田市立〇〇学校長

学校生活における食物アレルギー対応について（お願い）

寒冷の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、12月に御提出していただいた「食物アレルギー調査票」において、お子様には食物アレルギーが「ある」との御回答をいただきました。

本市では、学校給食対応や学校生活上の配慮や管理（例、食物・食材を扱う授業、食物アレルギーに関連する運動制限、宿泊を伴う校外活動等）において、食物アレルギー事故が起きることがないよう、同一の基準を設け対応していくため、食物アレルギーのあるお子様の把握と対応を進めております。

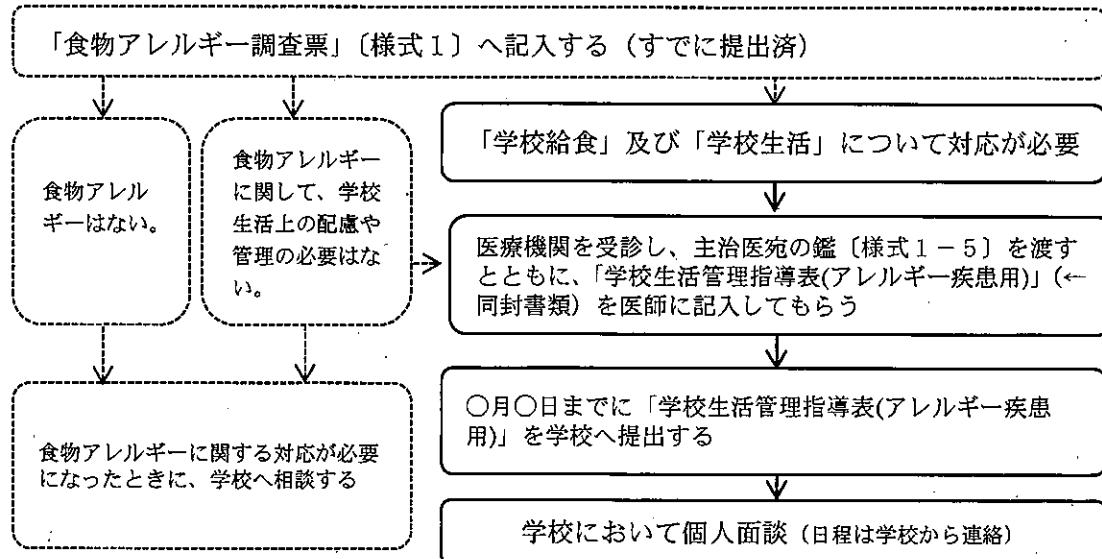
学校での食物アレルギーに対する取組としては、学校内でアレルギー反応が起きないようにすることが第一目標です。しかし、同時に児童生徒の健全な成長発達の観点から、不必要的食事制限をなくすことも重要です。

そこで、学校給食や学校生活上で配慮や管理等の対応が必要なお子様につきましては、医学的な見地からアレルギーの保有状況を正確に判断するため、年1回、医療機関において記入された別紙「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出をお願いしております。

については、下記要領により〇月〇日までに「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を学校へ提出していただきますようお願いします。

記

1 提出までの手順



〔様式2-2〕【学校→該当児童生徒保護者】

2 提出書類

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」

3 医療機関

基本的には小児科になりますが、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の記入が可能かどうかを確認のうえ、受診してください。

また、受診費用と記入料については、保護者負担となります。

4 学校の対応

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を提出していただいた後、必要に応じて保護者の方と面談をさせていただき、学校における対応を決定いたします。その後、学校における対応を保護者の方に説明させていただきます。

※ 提出日までに「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出ができない場合は、その旨を学校へお伝えいただき、後日御提出ください。

学校では、大切なお子様の命をお預かりしますので、食物アレルギーによる事故が起きないよう万全を期して参ります。そのために保護者の皆様に文書の提出や、受診等の御負担をお願いすることになりますが、何卒、御理解、御協力くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○○○学校
担当
TEL () -

面談記録票(兼個別対応計画)

面談年月日	年　月　日	面談者氏名	
児童生徒氏名	年　組	保護者氏名	
住　所		電話番号	
提出書類	<input type="checkbox"/> 学校生活管理指導表	受付日	年　月　日

1 食物アレルギーを起こす原因食物について(※学校生活管理指導票に記載してあるもの)

原因食物							家庭での食事(除去食、自分で除去など)	
○特定原材料(7品目)								
<input type="checkbox"/> 卵	<input type="checkbox"/> 乳	<input type="checkbox"/> 小麦	<input type="checkbox"/> そば	<input type="checkbox"/> ピーナッツ	<input type="checkbox"/> えび	<input type="checkbox"/> かに		
○特定原材料に準ずるもの(21品目)								
<input type="checkbox"/> アーモンド	<input type="checkbox"/> カシューナッツ	<input type="checkbox"/> くるみ	<input type="checkbox"/> ごま	<input type="checkbox"/> 大豆	<input type="checkbox"/> いか	<input type="checkbox"/> あわび		
<input type="checkbox"/> いくら	<input type="checkbox"/> さば	<input type="checkbox"/> さけ	<input type="checkbox"/> 牛肉	<input type="checkbox"/> 鶏肉	<input type="checkbox"/> 豚肉	<input type="checkbox"/> オレンジ		
<input type="checkbox"/> キウイ	<input type="checkbox"/> バナナ	<input type="checkbox"/> もも	<input type="checkbox"/> りんご	<input type="checkbox"/> まつたけ	<input type="checkbox"/> やまいも	<input type="checkbox"/> ゼラチン		
○上記以外								
<input type="checkbox"/> ナッツ類	品名:							
<input type="checkbox"/> その他種実類	品名:							
<input type="checkbox"/> 軟体類・貝類	<input type="checkbox"/> たこ	<input type="checkbox"/> あさり	その他:					
<input type="checkbox"/> 魚卵	<input type="checkbox"/> たらこ・明太子	その他:						
<input type="checkbox"/> 魚類	<input type="checkbox"/> はも	<input type="checkbox"/> さんま	その他:					
<input type="checkbox"/> 果物類	品名:							
<input type="checkbox"/> 野菜類	<input type="checkbox"/> トマト	<input type="checkbox"/> きゅうり	その他:					
<input type="checkbox"/> きのこ類	品名:							
<input type="checkbox"/> イモ類	品名:							
<input type="checkbox"/> 豆類(大豆以外)	品名:							
<input type="checkbox"/> その他	品名:							

※加工食品は品名に入れることはできない。分類ごとの対応方法は手引き(P. 8)を参照し説明する。

※コンタミやごく微量についての除去が必要なものには対応できることを伝える。

2 過去に除去食を行っていたが現在は完全に食べられるようになった食品はありますか?

いいえ はい (食品名)

)

3 給食の献立の内容、使用食品等、給食での対応の範囲を説明

★本市の対応方針

- ① 国の指針に沿って、安全性を最優先とします。
- ② 除去食については、アレルギー原因食物は「完全除去」とし、段階的・部分的な除去対応は行いません。
(誤配・誤食などを防ぐため)
- ※給食センターのアレルギー室には食品表示基準により義務づけられている特定原材料(卵・乳・小麦・えび・かに・そば・落花生)の持ち込まない調理を実施します。このため、お子様のアレルギー原因食物以外の食品も一緒に除去する場合があります。
- ③ 調理可能な範囲で、アレルギー原因食物を含まない代替食を提供します。
- ④ 調味料・だし・添加物の除去が必要など、ごく微量で症状が誘発される可能性がある等の場合は除去食や代替食の提供はできません。
- ⑤ 食物アレルギー以外の疾病には、除去食や代替食の提供はできません。
- ⑥ 食物アレルギー以外の理由による飲用牛乳の停止については、乳糖不耐症等の疾病による医師の診断がある場合には対応を行いますので、診断書の提出をお願いします。

4 学校給食における対応方法

	対応方法	原因食品名
A対応(レベル1)	<input type="checkbox"/> ①詳細な献立表を見て、自分で除去	
B対応(レベル2)	<input type="checkbox"/> ②一部食べられない献立がある場合、代替食を持参	
B対応(レベル2)	<input type="checkbox"/> ③毎日弁当を持参	
C・D対応(レベル3、4)	<input type="checkbox"/> ④アレルギー対応食を提供	
	<input type="checkbox"/> ⑤その他()	

5 対応食を実施した場合の給食費等についての説明

	対応方法	対応
A対応(レベル1)	<input type="checkbox"/> ①詳細な献立表を見て、自分で除去	徴収する
B対応(レベル2)	<input type="checkbox"/> ②一部食べられない献立がある場合、代替食を持参	徴収する
B対応(レベル2)	<input type="checkbox"/> ③毎日弁当を持参	徴収しない
C・D対応(レベル3、4)	<input type="checkbox"/> ④アレルギー対応食を提供	徴収する
	<input type="checkbox"/> ⑤牛乳停止	徴収する(牛乳代金の実費を返金)

6 運動で発症したことはありますか？

- いいえ はい 食事との関連あり 食事との関連なし

7 アナフィラキシーショックの経験はありますか？

- いいえ はい (いつ頃: 回数: 回 原因)

8 現在アレルギー疾患の治療のために使用している薬はありますか？

- いいえ
 はい 内服薬() 吸入薬()
外用薬() アドレナリン自己注射薬
その他() (商品名:エピペン®) ()

学校に携帯する薬はありますか？

- いいえ
 はい (薬剤名:)
(携帯する場合の保管場所について:)

9 学校でアレルギー発作を起こしたときの対応方法と連絡先

- 対応方法()
連絡先()

10 学校生活上の留意点

活動	確認項目	具体的配慮と対応
食物・食材を扱う活動・授業	微量の摂取・接触による発症防止について	
運動	体育・部活動・食後の運動等について	
宿泊を伴う校外活動	食事・寝具等について	
その他	清掃時・給食当番等	

食物アレルギー対応申請書

年 月 日

山陽小野田市学校給食センター所長 様

山陽小野田市 学校長 印

下記の児童・生徒について、学校給食における食物アレルギー対応をしたいので、関係書類を添えて申請します。

記

○提出書類

- ・別紙 学校給食食物アレルギーに関する対応児童生徒一覧表【様式6】
- ・「学校生活管理指導表」(写し)

学校・給食センター処理欄

学校長	教頭	養護教諭	給食主任

所長	栄養教諭・学校栄養職員

食物アレルギー対応決定通知書

年 月 日

山陽小野田市立 学校長 様

山陽小野田市学校給食センター所長

年 月 日に申請のありました学校給食における食物アレルギー対応について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

No.	年	組	氏名	給食センターでの対応原因食物	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

学校給食アレルギー対応説明書

様

年 月 日

山陽小野田市立○○○学校長

学校給食におけるアレルギー対応について、下記のとおり説明いたします。

記

児童生徒氏名	年組
アレルギー原因食物	
<p>対応内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 詳細な献立表を見て、自分で除去 2 一部食べられない献立がある場合、代替食を持参 3 毎日弁当を持参 4 アレルギー対応食を提供 5 その他の () 	
<p>備考</p>	

※アレルギー対応食の実施を決定した場合においても、献立によってはアレルギー対応食を提供できない場合もあります。

※児童生徒の症状、調理場内の状況等に変更があった場合などは、その都度協議をします。

※誤食防止のため、アレルギー対応食は専用容器に配膳します。

学校給食アレルギー対応同意書

アレルギー対応による給食の実施にあたり、下記対応内容について、貴校の説明を受け同意いたします。

記

児童生徒氏名	年組
アレルギー原因食物	
対応内容 1 詳細な献立表を見て、自分で除去 2 一部食べられない献立がある場合、代替食を持参 3 毎日弁当を持参 4 アレルギー対応食を提供 5 その他の（ ） <hr/> 備考	

※アレルギー対応食の実施を決定した場合においても、献立によってはアレルギー対応食を提供できない場合もあります。

※児童生徒の症状、調理場内の状況等に変更があった場合などは、その都度協議をします。

※誤食防止のため、アレルギー対応食は専用容器に配膳します。

※本同意書及び給食対応の内容は、学校の全職員および市教育委員会で情報を共有します。

年月日

山陽小野田市立〇〇〇〇学校長様

保護者氏名

印

学校給食食物アレルギーに関する対応児童生徒一覧表

(学校)

月 日現在

No.	学年	組	姓 氏 名	プリガナ	アレルギー 原因食物	症状	給食対応		停止			特別輸入表の配付	書類の作成	対応案確認	管理指導表	エビペン所有	内服薬の有無	その他医師から の指示等(給食後 の運動停止、生活 面での配慮等)
							給食センターでの 対応原因食物	自己除去 一部持参等	牛乳	パン	米飯	おかず						
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		

※学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)の提出がある児童生徒及び、乳糖不耐症等の疾病による牛乳停止の児童生徒を記入

※アレルギー対応児童生徒が確定後、生活管理指導表とともに市教育委員会と給食センターへ提出(更新、追加があればその都度提出する。)

【特別献立表のみの児童生徒数の記入欄】

人数

※別シート「記入例」をよく見て入力
してください。また、表のレイアウトは
変えないようにして提出してください。
(行の挿入方法は「記入例」を参照)

年(年)月日

保 護 者 様

山陽小野田市立○○○学校長

アドレナリン自己注射薬（商品名：エピペン®）を処方されている
児童生徒の情報提供について

平素から本校教育について、格別のご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、近年、食物アレルギー等で児童生徒が重篤なアレルギー症状を発症する事案が増えております。

そこで、アドレナリン自己注射薬（商品名：エピペン®）を所持している児童生徒が在籍している学校から緊急要請があった場合、迅速な救急処置及び救急搬送が行えるよう、保護者の同意を得た上で、宇部・山陽小野田消防局へ情報を提供していきたいと考えております。また、児童が児童クラブ在籍の場合、飲食を伴うため、子ども福祉課及び所属の児童クラブにも情報提供し、学校・児童クラブ・消防局の連携を図りたいとも考えております。

つきましては、別紙「宇部・山陽小野田消防局への情報提供について」に必要事項を御記入の上、ご提出いただきますようお願いします。

○○○学校

担当 ○○

Tel()

宇部・山陽小野田消防局への情報提供について

宇部・山陽小野田消防局消防長様

〇〇〇 〇〇〇はアドレナリン自己注射（商品名「エピペン®」）が処方されていますので、今後、〇〇〇学校でアナフィラキシーショックが発症した場合、救急隊が迅速かつ適切な対応を行うため下記に記載された内容を宇部・山陽小野田消防局に提供します。

山陽小野田市立〇〇学校 口年

記載日	年 月 日 ()		児童クラブ()
所持者	氏 名	性 別	生年月日
		男・女	(歳)
既往歴			
原因物質			
保護者 連絡先	名前・名称	続 柄	連 絡 先
管理状況	内 服 薬	有	無
		保管場所()	
	エピペン®	保管場所()	

※保管場所は、小中学校及び児童クラブの管理状況を記載してください。

指定救急 医療機関	か か り つ け 医 療 機 関	
	主 治 医	
	搬 送 指 定 病 院	Tel () -

※搬送指定病院は、事前に主治医が緊急時に搬送する病院を指定している場合は、記載してください。

特記事項	
------	--

年 月 日

保護者名 _____ 印

文 書 番 号
年(年) 月 日

山陽小野田市教育委員会 様

山陽小野田市立○○○学校長

アドレナリン自己注射薬（商品名：エピペン®）を処方されている
児童生徒の情報提供について

のことについて、下記のとおり本校の保護者から宇部・山陽小野田消防局
へ情報提供したいという申し出がありましたので提出します。

記

- | | | | |
|-----------|---------------------------|----|---|
| 1 学年・氏名 | 学年 | 氏名 | |
| 2 生年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 3 保 護 者 | 氏名 | 続柄 | |
| 4 提 出 書 類 | 別添「宇部・山陽小野田消防局への情報提供について」 | | |

山 教 学 第 号
年(年) 月 日

宇部・山陽小野田消防局消防長様

山陽小野田市教育委員会教育長

アドレナリン自己注射薬（商品名：エピペン®）を処方されている
児童生徒の情報提供について（依頼）

平素から本市学校教育について御理解・御協力を賜り、感謝申し上げます。
さて、今年度、本市小中学校ではアドレナリン自己注射薬（商品名：エピペ
ン®）を所持する児童生徒が○○名在籍しております。
つきましては、下記により「宇部・山陽小野田消防局への情報提供について」
を提出し、情報提供をさせていただきます。学校においてもアナフィラキシー
ショック症状がおきないよう、万全を期して参りますが、発症があった際は御
助力くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

記

1 提出書類

「宇部・山陽小野田消防局への情報提供について」 ○○校○○枚

2 児童生徒氏名

山陽小野田市立○○小学校	○年生	○○○○○
山陽小野田市立○○中学校	○年生	○○○○○

山陽小野田市教育委員会

学校教育課

担当 ○○

Tel(0836)82-1202

学校給食における食物アレルギー対応 変更・解除申請書

下記のとおり、学校給食における食物アレルギー対応の 変更・解除 をお願いします。

記

児童生徒 氏名	年 組
食物アレルギー原因食物	
変更・解除の理由 (医師の診断による)	
現在の対応状況	
変更・解除後の対応状況	普通食対応 備考：
変更・解除希望日	年 月 日から

年 月 日

山陽小野田市立○○○○学校長 様

保護者氏名 _____ 印 _____

学校・給食センター処理欄

学校長	教頭	養護教諭	給食主任

所長	栄養教諭・学校栄養職員

学校給食における食物アレルギー対応 変更・解除通知書

年 月 日

山陽小野田市立 学校長 様

山陽小野田市立学校給食センター所長

年 月 日付で届けがあった学校給食における食物アレルギー対応の変更・解除について、下記のとおり決定しましたので、お知らせします。

記

児童生徒 氏名	年 組
食物アレルギー原因食物	
現在の対応状況	
変更・解除後の対応状況	普通食対応 備考:
変更・解除日	年 月 日から

飲用牛乳停止申請書

年 月 日

山陽小野田市立○○○○学校長 様

保護者氏名 _____ 印

下記のとおり、学校給食における飲用牛乳の停止を申請します。

記

児童生徒 氏名	年 組
---------	-----

※初年度に限り、医師による下記の証明が必要です。

疾患または症状名（該当に○をお願いします）

- 1 乳糖不耐症 2 その他 ()

上記疾患または症状により、飲用牛乳を摂取できないことを証明します。

記載日 年 月 日

医療機関名 _____医師名 _____ 印

学校・給食センター処理欄

学校長	教頭	養護教諭	給食主任

所長	栄養教諭・学校栄養職員

飲用牛乳停止通知書

年 月 日

山陽小野田市立 学校長 様

山陽小野田市学校給食センター所長

年 月 日付で届けがあった学校給食における飲用牛乳の停止申請について、
下記のとおり決定しましたので、お知らせします。

記

児童生徒 氏名	年 組
原因疾患または症状名	乳糖不耐症 その他()
牛乳停止開始日	年 月 日から

○○ 学校

○年○組 ○○○○ 保護者 様

対応案確認書

○月分の学校給食における食物アレルギー対応案について、下記のとおり説明致します。

なお、材料の都合等により、給食内容を変更することがありますので御了承ください。

※ /までに学校へ提出をお願いします。

対象児童生徒	○○○○
--------	------

月日	献立	除去材料	対応原因食物	お子様の原因食物	代替後の献立名称	本人 サイン	担任 サイン
12月1日	ごまつくね焼き	ごま、卵、チーズ	ごま、卵、乳	卵	つくね焼き		
12月1日	かきたま汁	卵、かまぼこ、豆腐	卵、魚、大豆	卵	すまし汁(鶏肉入り)		
12月2日	アセロラゼリー		りんご	りんご	オレンジゼリー		
⋮							
12月22日	ミニトマト	ミニトマト	トマト	トマト	ブロッコリー		

年 月 日

学校給食における食物アレルギー対応案について、確認しました。

() 案のまま実施してください。

() チェック漏れがあるので、お知らせします。 []

この対応案確認書を教室で保管し、学校給食センターに写しを送付すること、また、学校の教職員及び学校給食センター職員が情報を共有することを了承します。

保護者氏名

印

学校・給食センター処理欄

所長	栄養教諭・学校栄養職員

学校長	教頭	養護教諭	給食主任	担任

○○ 学校

○年 ○組 ○○ ○○ 保護者様

対応案確認書

○月の学校給食献立表を別紙のとおり、お示しいたします。

献立表のとおり、お子様の○月の学校給食における食物アレルギー対応の該当はありません。御了承いただきますようお願いいたします。

※ / までに学校へ提出をお願いします。

保護者記入欄

年 月 日

月の学校給食における食物アレルギー対応案について、確認しました。

- () 案のまま実施してください。
 () チェック漏れがあるので、お知らせします。

保護者氏名 印

学校・給食センター処理欄

所長	栄養教諭・学校栄養職員

学校長	教頭	養護教諭	給食主任	担任

アレルギー対応食受け渡し確認表

○○小学校

日付 年 月 日

配送

学年・組	氏名	料理名	調理		配送員 (氏名)	学校	
			調理担当 (氏名)	栄養教諭・ 栄養士 (氏名)		食育 支援員 (氏名)	担任 又は本人 (氏名)
	検食						

回収

学校	配送員 (氏名)	調理場 (氏名)
食育支援員		

備考(連絡事項)※欠席等あれば記入お願いします。

--

表 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

名前 _____ (男・女) _____ 年 _____ 月 _____ 日生 _____ 年 _____ 組

※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となつた場合に医師が作成するものであります。

アレルギー疾患		緊急時連絡先	
A 食物アレルギー疾患（食物アレルギーありの場合のみ記載） 1. 印旛型 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー		★保護者 電話： 大連絡医療機関 医療機関名： 緊急時連絡先 電話： 記載日 年 月 日	
B 食物アレルギー疾患（食物アレルギーありの場合のみ記載） 1. 食物（原因） 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3. 運動誘発アナフィラキシー 4. 昆虫 5. 医薬品 6. その他（ ）		C 給食 1. 管理不要 2. 管理必要 D 食物・食材を扱う授業・活動 1. 管理不要 2. 管理必要 E 原因食物を除去する場合には必ず必要な料理等 1. 管理不要 2. 管理必要 F 運動（体育・部活動等） 1. 管理不要 2. 管理必要 G その他の記述 1. その他の記述	
D 原因食物・除去基準 該当する食品の番号に○をし、かつ（ ）内に除去根拠を記載 1. 鶏卵（ ） 2. 牛乳・乳製品（ ） 3. 小麦（ ） 4. ソバ（ ） 5. ピーナッツ（ ） 6. 甲殻類（ ） 7. 木の実類（ ） 8. 果物類（ ） 9. 魚類（ ） 10. 肉類（ ） 11. その他1（ ） 12. その他2（ ）		H その他の記述 1. その他の記述	
E 緊急時に備えた処方箋 1. 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬） 2. アドレナリン自己注射器（エピペン） 3. その他（ ）		I 長期管理薬（内服） 1. ステロイド吸入薬 2. ステロイド吸入薬／長時間作用性吸入ペーパー刺激葉混合剤 3. その他（ ）	
J 長期管理薬（内服） 1. ロイコトリエン受容体拮抗薬 2. その他（ ）		K 長期管理薬（注射） 1. 生物学的製剤 L 症状時の対応 1. ベータ刺激葉吸入 2. ベータ刺激葉内服	
M 食生活上の留意点 1. 食生活上の留意点		N 運動（体育・部活動等） 1. 管理不要 2. 管理必要 O 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動 1. 管理不要 2. 管理必要 P 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 Q その他の記述 1. その他の記述	
R 食生活上の留意点 2. 食生活上の留意点		S 運動（体育・部活動等） 1. 管理不要 2. 管理必要 T その他の記述 2. その他の記述	
U 食生活上の留意点 3. 食生活上の留意点		V 運動（体育・部活動等） 1. 管理不要 2. 管理必要 W その他の記述 3. その他の記述	
X 食生活上の留意点 4. 食生活上の留意点		Y 運動（体育・部活動等） 1. 管理不要 2. 管理必要 Z その他の記述 4. その他の記述	

裏 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

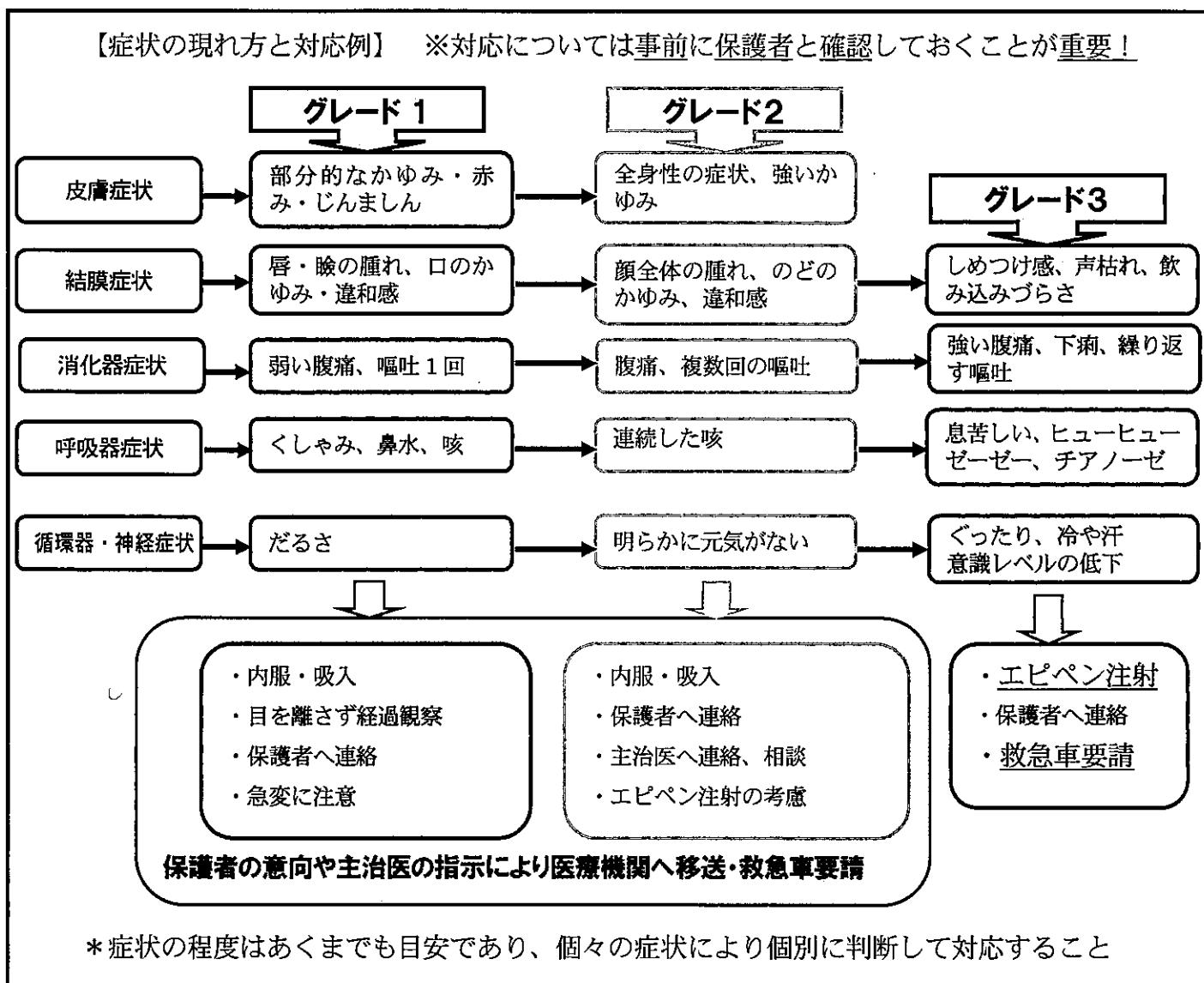
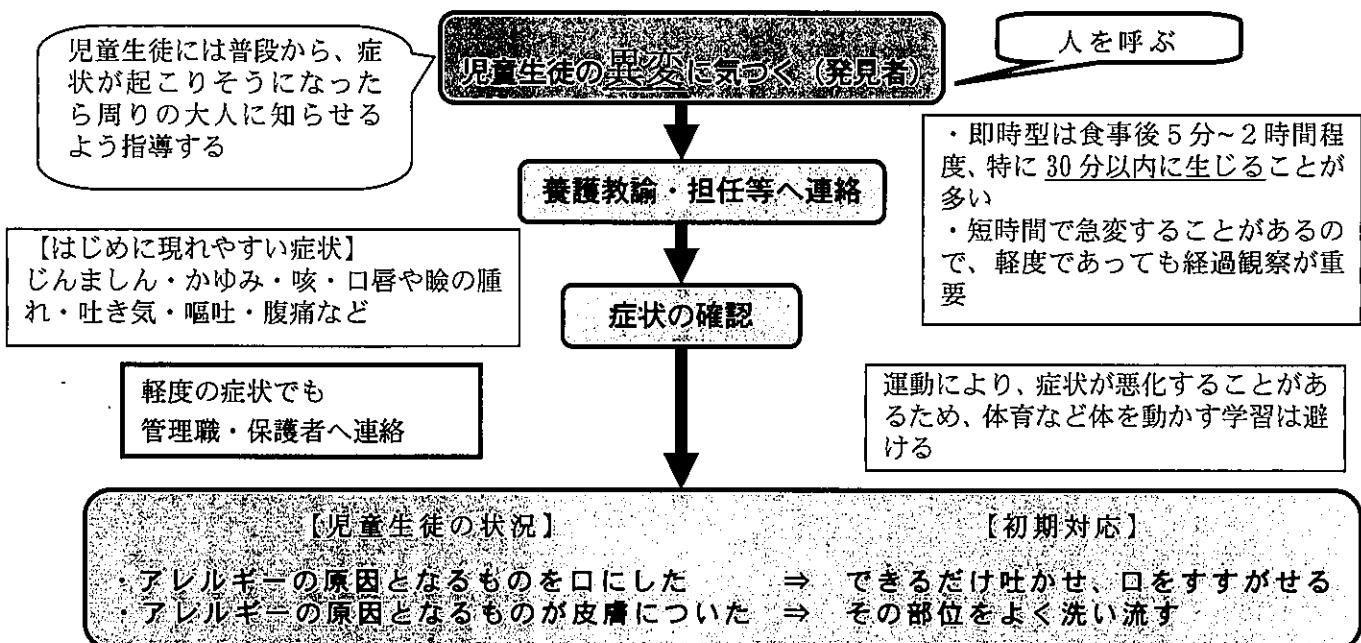
名前 _____ (男・女) _____ 年 _____ 月 _____ 日 生 _____ 年 _____ 組

病型・治療		学校生活上の留意点		記載日
A 重症度のめやす (厚生労働科学研究所)		A フール指導及び長時間の紫外線下での活動 1. 管理不要 2. 管理必要		
1. 軽症：面部に限らず、軽度の皮疹のみ見られる。 2. 中等症：強い皮疹が体表面積の10%未満に見られる。 3. 重症：強い皮疹を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満に見られる。 4. 最重症：強い皮疹を伴う皮疹が体表面積の30%以上に見られる。		B 動物との接触 1. 管理不要 2. 管理必要		医師名
* 離乳期の皮疹：満月の紅斑、乾燥、搔痒、苔状化などを伴う皮疹 ** 強い皮疹を伴う皮疹：紅斑、丘疹、びらん、濕疹、苔状化などを伴う皮疹		C 水干後 1. 管理不要 2. 管理必要		医療機関名
D-1 常用する外用薬 1. ステロイド軟膏 2. タクロリムス軟膏 (「プロトピック®」) 3. 保湿剤 4. その他 ()		D-2 常用する内服薬 1. 抗ヒスタミン薬 2. その他 []		D-3 常用する注射薬、生物学的製剤 1. 生物学的製剤
E 症型 1. 通年性アレルギー性結膜炎 2. 季節性アレルギー性結膜炎 (花粉症) 3. 春季カタル 4. アトピー性角膜炎 5. その他 ()		F フール指導 1. 管理不要 G 屋外活動 1. 管理不要 H その他の記述) I 治療 1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制剤点眼薬 4. その他 ()		I その他の記述・管理事項 (自由記述) J フール指導 1. 管理不要 K 屋外活動 1. 管理不要 L その他の記述・管理事項 (自由記述) M 治療 1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬 (内服) 2. 鼻噴霧用ステロイド薬 3. 舌下免疫療法 (ダニ・スギ) 4. その他 ()
N 症型・治療 O 通年性アレルギー性鼻炎 1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬 (花粉症) 2. 季節性アレルギー性鼻炎 (花粉症) 主な症状の時期：春、夏、秋、冬 P 治療 1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬 (内服) 2. 鼻噴霧用ステロイド薬 3. 舌下免疫療法 (ダニ・スギ) 4. その他 ()		Q 学校生活上の留意点		記載日
		R フール活動 1. 管理不要 S その他の記述・管理事項 (自由記述) T その他の記述・管理事項 (自由記述)		医師名
				医療機関名

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。

保護者氏名

食物アレルギー・アナフィラキシー発症時の対応



山陽小野田市食物アレルギーガイドライン作成委員会 会員名簿

委 員 長	砂 川 功	学校医（砂川小児科医院）
副委員長	岡 田 博	前高千帆小学校長（平成24年度）
副委員長	香 田 刚	埴生中学校校長
委 員	三 原 裕 人	高千帆小学校校長
委 員	福 本 尚 子	小野田小学校保健主任
委 員	内 田 和 恵	埴生中学校保健主任
委 員	吉 村 望 美	津布田小学校養護教諭
委 員	山 下 八 よ 子	高千帆中学校養護教諭
委 員	上 土 井 政 恵	須恵小学校栄養教諭
委 員	中 野 光 恵	高千帆中学校栄養教諭（平成24年度）
委 員	藤 田 千 恵 子	竜王中学校栄養教諭
事 務 局	藤 本 哲 城	学校教育課課長
事 務 局	山 本 時 弘	学校教育課課長補佐兼保健係長
事 務 局	長 谷 川 裕 司	学校教育課保健係主任
事 務 局	古 屋 憲 太 郎	学校教育課学務係長
事 務 局	道 元 倫 子	学校教育課学務係主事

< 参考文献等 >

- 「学校給食における食物アレルギー対応指針」 文部科学省 平成27年3月
- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」 財団法人日本学校保健会 平成20年3月
- 「厚生労働科学研究班による食物アレルギーの診療の手引き2011」「食物アレルギーの診療の手引き2011」検討委員会
- 「厚生労働科学研究班による 食物アレルギーの栄養指導の手引き2011」「食物アレルギーの栄養指導の手引き2011」検討委員会
- 「第42回 学校給食における食物アレルギーについて」 独立行政法人日本スポーツ振興センターホームページ 平成23年
- 「日本小児科学会指導研修施設における食物経口負荷試験実施施設一覧」 食物アレルギー研究会ホームページ 平成27年
- 「食物アレルギー診断ガイドライン2016」 日本小児アレルギー学会 食物アレルギー委員会
- 「一般向けエピペン®の適応」 日本小児アレルギー学会ホームページ
- 「エピペンの使い方かんたんガイドブック」 ファイザー株式会社

山陽小野田市
学校における食物アレルギー対応の手引き
平成26年3月（平成30年3月一部改訂）

< 発行 >
山陽小野田市教育委員会
山陽小野田市学校保健会

< 編集 >
山陽小野田市食物アレルギーガイドライン作成委員会
山陽小野田市教育委員会